

# 出先機関再配置プロジェクトチーム検討報告書

平成27年1月

出先機関再配置プロジェクトチーム

## はじめに

出先機関再配置プロジェクトチームは、平成24年10月に提案した、「(仮称)周南市公共施設再配置計画(案)」に基づき、総合支所、支所及び公民館における再配置の具体的な取組みを検討するため、平成24年11月に、行政改革推進本部の下部組織として設けられました。

その後、市民の皆さまに公共施設の再配置の必要性を十分説明するために、「(仮称)周南市公共施設再配置計画(案)」を取り下げ、施設の現状と課題等を整理した公共施設白書を作成することとなり、プロジェクトチームは、これに必要な施設の状況や提供されているサービスの内容、利用状況などの情報収集を行いました。

平成26年3月には、「周南市公共施設再配置の基本方針」が策定され、その中で、「地域の拠点となる総合支所や支所、公民館を中心とした地域づくりの推進と、それらで行われている機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本として公共施設再配置に取り組む」ことが示されました。

こうしたことを踏まえ、プロジェクトチームでは、出先機関の現況や役割、業務内容等について確認、整理を行い、施設の老朽化や稼働率の状況などを基本として、施設整備の優先順位など、現状分析と今後の方向性等について検討を行いました。

この度、検討の結果について、プロジェクトチームとして一定の結論を得ましたので報告します。

平成27年1月

出先機関再配置プロジェクトチーム

## 目次

1	現状と課題	1
1.1	組織	1
1.1.1	総合支所の組織と職員数の現状	1
1.1.2	支所別の職員数の現状	2
1.1.3	公民館の運営形態	3
1.1.4	合併後の職員数の推移	4
1.2	施設	6
1.2.1	施設状況	6
1.2.2	耐震性	7
1.2.3	バリアフリー	7
1.2.4	土砂災害	7
1.3	機能	9
1.3.1	業務の内容	9
1.3.2	本庁、総合支所、支所の業務分担	13
1.3.3	代表的業務の状況	15
1.3.4	人工賦課表による業務分析	18
1.3.5	稼働率	25
1.3.6	宿日直について（支所）	26
1.3.7	地元団体等への支援	28
1.4	人口	29
1.5	総合支所に求められている機能	31
2	出先機関の必要性	32
3	今後の方向性	33
3.1	組織や機能について	33
3.2	施設について	35
3.2.1	総合支所・支所・公民館の建物の方向性	35
3.2.2	優先的に検討すべき施設の抽出	36
3.2.3	支所・公民館等整備の優先順位付け	48

3.2.4	整備時期	51
3.2.5	整備の基本的考え方	52
3.2.6	整備手法	52
	おわりに	54
	その他	55
1	プロジェクトの位置付け、目的	55
2	メンバー	56
3	検討状況	57

# 1 現状と課題

## 1. 1 組織

### 1. 1. 1 総合支所の組織と職員数の現状

平成26年4月1日時点の、3総合支所における組織体系と職員数については、次のとおりです。

【表1：総合支所の組織体系】

新南陽総合支所	熊毛総合支所	鹿野総合支所
総合支所長 1	総合支所長 1	総合支所長 1
次長 1	次長 1	次長 1
地域政策課 8	地域政策課 4	地域政策課 4
地域政策担当 5	地域政策担当 4	地域政策担当 3
産業振興担当 3	(ゆめプラザ熊毛)	コアプラザかの 1
(西部市民交流センター) (富田東地区コミュニティセンター) (地域交流センター) (福川地区コミュニティセンター) (福川南地区コミュニティセンター)	市民福祉課 17	市民福祉課 11
市民生活課 11	課長 1	市民福祉課 課長 1
市民生活担当 7	市民生活担当 6	市民生活担当 4
環境担当 3	環境担当 3	健康福祉担当 6
市民相談室	保健福祉担当 4	市民相談室
健康福祉課 9	保険年金担当 3	産業土木課 9
課長 1	市民相談室	課長 1
福祉担当 5	産業土木課 13	産業振興担当 5
保険年金担当 3	産業振興担当 4	施設管理担当 3
	施設管理担当 5	
	簡易水道担当 3	

※臨時・嘱託職員を除く。

新南陽総合支所には、地域政策課、市民生活課、健康福祉課の3課があり、職員は合計で30名です。また、本庁機能である道路課、河川港湾課、区画整理課新南陽分室のほか、納付ご案内センターも設置されています。その他には、庁舎内の空きスペースを周南市社会福祉事業団、山口県東部農業共済組合、周南保護区保護司会が事務所等として使用しています。

熊毛総合支所には、地域政策課、市民福祉課、産業土木課の3課があり、職員は合計で36名です。また、子育て支援センターや健康増進ルーム等を備えたゆめプラザ熊毛を併設しています。

鹿野総合支所には、地域政策課、市民福祉課、産業土木課の3課があり、職員数は合計で26名です。そのうち保健師2名を含む3名をコアプラザかのに配置

しています。

また、庁舎内の空きスペースを、山口銀行、周南市シルバー人材センターに貸し付けています。

なお、各総合支所の地域政策課では、教育委員会事務局総合出張所の業務も兼ねて行なっており、新南陽及び熊毛総合支所においては、別に教育委員会事務局総合出張所職員1名を配置し、鹿野総合支所では、コアプラザかのに教育委員会事務局総合出張所職員1名を配置しています。

### 1. 1. 2 支所別の職員数の現状

平成26年4月1日時点の、15支所の職員数は合計34名で、各支所の事務量に応じて嘱託、臨時職員を配置しています。

また休日・夜間の対応のために日直、宿直職員を配置しています。

内訳は、次の表2のとおりです。

【表2：支所別職員数一覧】

支所名	正職員数	嘱託・臨時職員等
櫛浜支所	3人	1人
鼓南支所	2人	-
久米支所	3人	1人
菊川支所	3人	1人
夜市支所	2人	-
戸田支所	2人	-
湯野支所	2人	-
大津島支所	2人	2人
向道支所	2人	1人
長穂支所	2人	-
須々万支所	3人	1人
中須支所	2人	-
須金支所	2人	-
和田支所	2人	1人
八代支所	2人	-
合計	34人	8人

大津島支所は支所単独の施設で、和田支所は同一敷地内に公民館が隣接しています。また、須金支所は、須金農村環境改善センターとの複合施設で、公民館機能が施設の中に配置されています。

残りの12支所については同じ建物内に公民館を設置する公民館併設施設となっており、支所長が公民館長を兼務しています。なお、八代支所にはこの他に鶴保護担当業務職員として、教育部生涯学習課職員2名を配置しています。

### 1.1.3 公民館の運営形態

平成26年4月1日時点における公民館の運営形態については、次のような6つの運営形態があります。

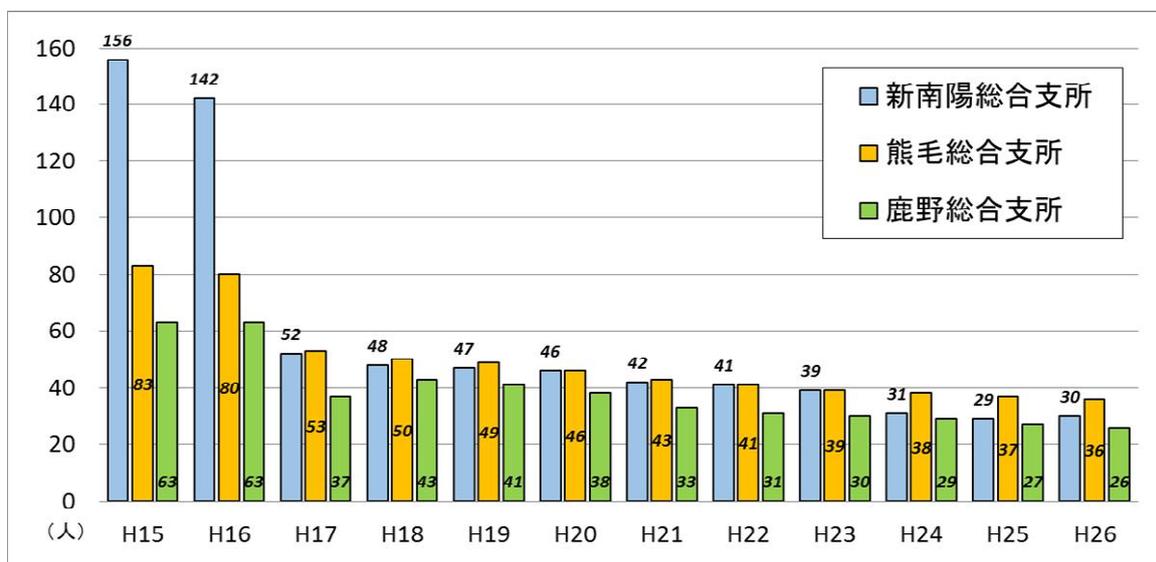
【表3：公民館の運営形態】

分類	6つの運営形態	公民館名	正職員数	嘱託等職員数	特徴	
支所との併設館	① 館長と主事が正職員 正職員数には 公民館長兼支所長を含む ( )で表示	大島公民館	2 (1)	-	徳山地区と熊毛地区の支所(大津島支所を除く。)には公民館が併設されている。 公民館長は支所長が兼ねている。 支所併設公民館の主事は支所業務にも携わる。	
		櫛浜公民館	2 (1)	-		
		久米公民館	2 (1)	-		
		菊川公民館	2 (1)	-		
		大道理公民館	2 (1)	-		
		大向公民館	2 (1)	-		
		須々万公民館	2 (1)	-		
		須金公民館	2 (1)	-		
		中須公民館	2 (1)	-		
		長穂公民館	2 (1)	-		
		夜市公民館	2 (1)	-		
		戸田公民館	2 (1)	-		
		湯野公民館	2 (1)	-		
鶴いこいの里交流センター	2 (1)	-				
単独館	② 館長が嘱託職員 主事が正職員	新南陽公民館 ( (仮称) 学び・交流プラザ建設のため廃止。)			新南陽ふれあいセンターの嘱託等職員数は、施設全体の職員数を記載。	
		新南陽ふれあいセンター (福川公民館)	3 (1)	8	和田公民館は同一敷地内に支所があり、公民館長を支所長が兼ねている。	
		和田公民館	1 (1)	3	鹿野公民館の館長、主事、嘱託等職員はコアプラザかのに常駐している。	
		鹿野公民館	2 (1)	1		
		熊毛公民館	1	2		
③ 館長と主事が嘱託職員 正職員数には 公民館長兼支所長を含む ( )で表示	高水公民館 (高水ふれあいセンター)	1	2	熊毛地区		
	大河内公民館	1	2			
	三丘徳修館	1	2			
	勝間ふれあいセンター	1	2			
	給島公民館	-	2		徳山地区周辺部 馬島公民館は、大津島支所長が公民館長を兼ねている。	
小畑公民館	-	2				
四熊公民館	-	2				
馬島公民館	1 (1)	1				
地域参画型公民館	④ 館長と主事が嘱託職員 + 団体職員	岐山公民館	-	4	徳山地区中心部 中央7館	
		遠石公民館	-	4		
		今宿公民館	-	4		
		中央地区公民館	-	4		
		周陽公民館	-	4		
		秋月公民館	-	4		
		桜木公民館	-	4		
その他	⑤ 中央公民館	中央公民館	5	3		
		⑥ 職員が常駐していない	津木公民館	-	-	
			四郎谷公民館	-	-	
	大津公民館		-	-		
	-	公民館分館	菊川公民館 加見分館	-	-	
		菊川公民館 富岡分館	-	-		
		今宿公民館 西松原分館	-	1		
計 40 館						

### 1. 1. 4 合併後の職員数の推移

3 総合支所の職員数について、合併後の2年間は旧市町の組織体制が残っていましたが、平成17年度に組織の見直しを行い、前年度と比べ新南陽総合支所で90名、熊毛総合支所で27名、鹿野総合支所で26名の職員が減少しました。

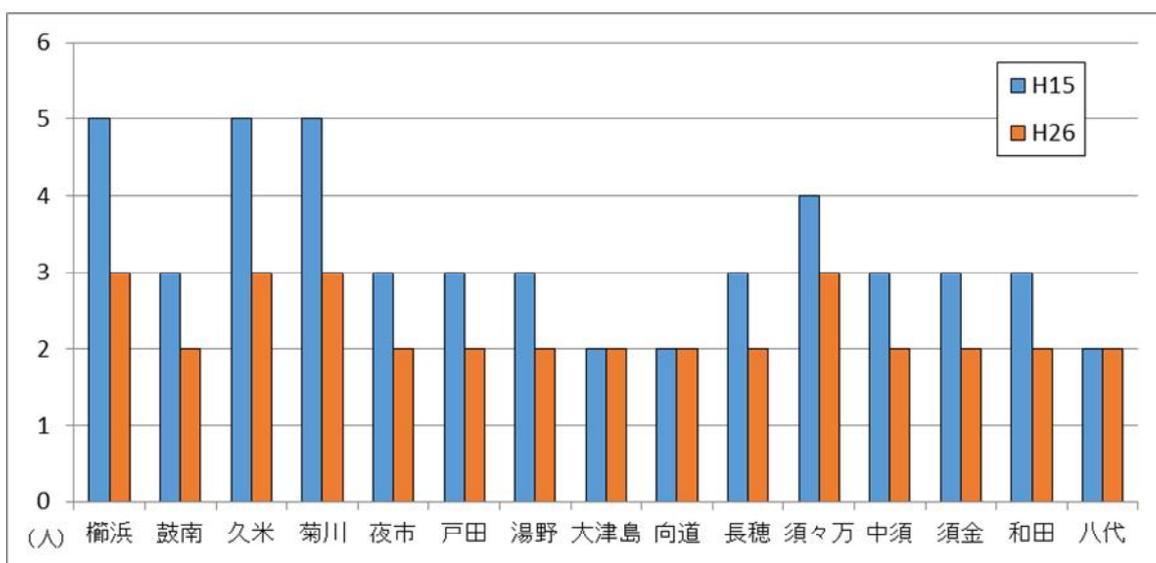
【グラフ1：総合支所職員数の推移】



各支所についても、合併後、順次職員数の見直しが行われています。

グラフ2のとおり、平成15年度の支所全体の職員数に比べ、平成26年度は15人減少しています。

【グラフ2：支所職員数の変化】

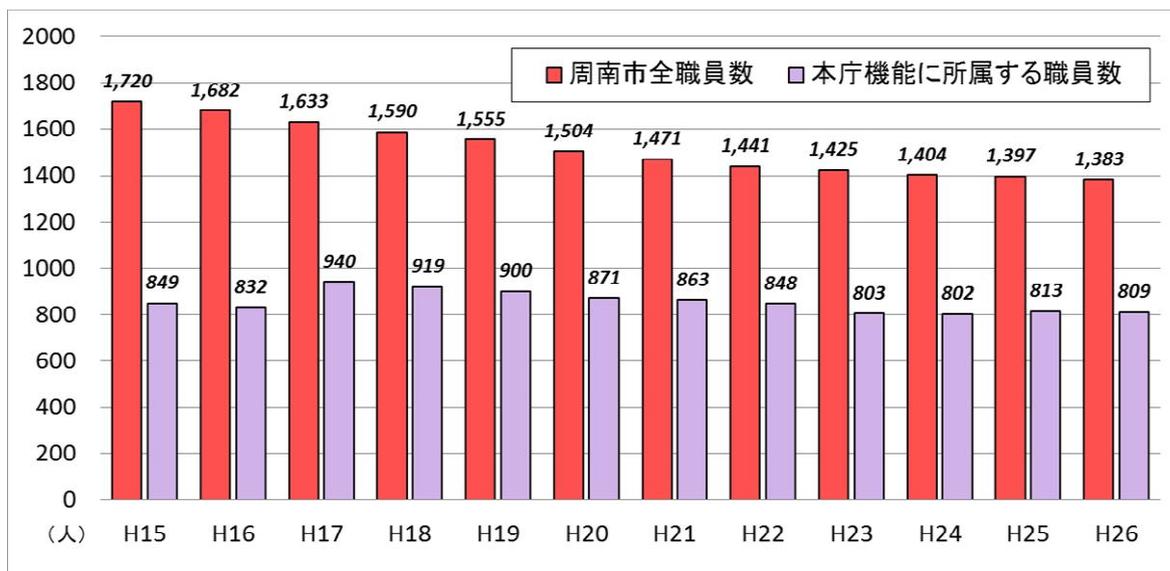


また、本庁職員数は、平成17年度に大きく増えていますが、これは前述の組織見直しに伴い、職員が総合支所から本庁へ異動したことが主な要因です。

周南市全体では、これまで第1次及び、第2次定員適正化計画に基づき、計画的に職員数の見直しを行いました。

職員数の推移は、**グラフ3**のとおりです。

【グラフ3：周南市・本庁職員数の推移】

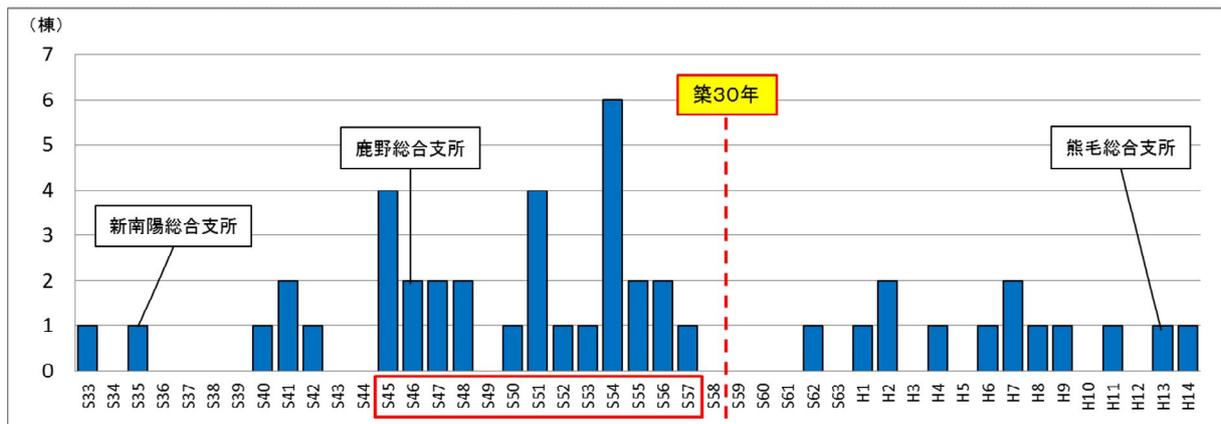


全体として、平成15年度から平成26年度の間、職員数は337人減少しています。そのうち、3総合支所で210人の職員が減っています。

## 1. 2 施設

### 1. 2. 1 施設状況

次のグラフは総合支所・支所・公民館等を建築年次別にまとめたものです。  
昭和45年から昭和57年の間に多くの施設が建設されたことが分かります。



【グラフ4：建築年度別施設数】

#### 【総合支所】

新南陽総合支所は、昭和35年築の建物で、建築後50年が経過しています。  
また、庁舎に隣接して西消防署を配置しているため、電気・電話線等を共有しているほか、敷地内道路を一般車両が日常的に通行しています。

熊毛総合支所は、平成13年に林野庁所管事業として「木」を活かした地域づくりを推進するためのモデル的木造公共施設として整備されました。木造建物のため、定期的な防蝕等防止のメンテナンスが必要となります。

鹿野総合支所は、昭和46年築の建物で、建築後40年が経過しています。施設内の1階空きスペースは山口銀行に鹿野支店として、2階空きスペースは周南市シルバー人材センターに鹿野出張所として貸し付けしており、地下や2～3階スペースは本庁複数課の文書保管場所として使用されています。

#### 【支所】

支所では15支所のうち10支所が建築後30年を経過しています。

大津島支所は単独施設、和田支所は同敷地内に支所と公民館が隣接しています。  
また、須金支所は、須金農村改善センターと併設されており、残りの12支所は公民館併設施設となっています。

## 【公民館】

公民館と公民館類似施設を含めた42施設のうち、70%を超える30施設が建築後30年を経過しています。

### 1.2.2 耐震性

総合支所・支所・公民館については、新耐震基準以前の建築物が多く、耐震性能が劣るものがあります。準広域施設である総合支所は、地域の拠点施設として、支所・公民館は避難所等としての活用が期待されます。

ここでは建物の耐震性能が新耐震基準に該当しない、若しくは耐震性能を示す $I_s$ 値が、第一次診断では $I_s$ 値 $< 0.8$ （総合支所は $0.96$ 未満）、第二次診断では $I_s$ 値 $< 0.6$ （総合支所は $0.72$ 未満）の場合は、耐震性なしとします。

現在、計画的に耐震診断を実施しており、第一次診断で耐震性が無いと診断された施設については、より詳細な第二次診断を順次行っています。

現在までの耐震診断結果を含めた各施設の状況を表4にまとめました。

総合支所では新南陽総合支所、鹿野総合支所の耐震性がなく、支所では15支所のうち6支所の耐震性がありません。

また、公民館と公民館類似施設では、10施設の耐震性がない状況です。（支所併設公民館は除く。）

### 1.2.3 バリアフリー

バリアフリーについては、4つの指標を定め（表4欄外参照）、対応状況について独自に評価しました。（表4参照）

その結果、A評価が7施設、B評価が6施設、C評価が1施設、D評価が20施設、E評価が14施設となりました。

### 1.2.4 土砂災害

近年、局地的な大雨や集中豪雨が頻発し、土砂災害に対する危険性が高まっているため、出先機関の立地状況について整理しました。

総合支所・支所・公民館のうち、土砂災害特別警戒区域に立地している施設は長穂支所、和田支所ほか3施設、土砂災害警戒区域に立地している施設は7施設あります。（表4参照）

【表4 各施設の状況】

施設名	延床面積	駐車可能台数	建物構造	階数	主要建物建築年	バリアフリー	耐震診断			土砂災害区域
							一次診断(Is値)基準値0.8	二次診断(Is値)基準値0.6(予定年度)	結果	
新南陽総合支所	5453 m <sup>2</sup>	48台	RC造	4階	S35	A	0.09	実施しない	耐震性なし	
熊毛総合支所	1522 m <sup>2</sup>	150台	木造・RC造	2階	H13	A	新耐震		耐震性あり	
鹿野総合支所	3282 m <sup>2</sup>	20台	RC造	3階	S46	D	0.14	未定	耐震性なし	
榑浜支所・榑浜公民館	642 m <sup>2</sup>	15台	RC造	2階	S42	E	対象外			
鼓南支所・大島公民館	449 m <sup>2</sup>	15台	RC造	2階	S55	D	1.28	不要	耐震性あり	
久米支所・久米公民館	750 m <sup>2</sup>	32台	RC造	2階	S55	D	0.39	0.82	耐震性あり	
菊川支所・菊川公民館	685 m <sup>2</sup>	41台	RC造	2階	S47	D	0.35	H26	耐震性なし	警戒区域
夜市支所・夜市公民館	679 m <sup>2</sup>	28台	RC造	2階	H9	A	新耐震		耐震性あり	
戸田支所・戸田公民館	631 m <sup>2</sup>	11台	RC造	2階	S51	D	0.63	H27	耐震性なし	警戒区域
湯野支所・湯野公民館	787 m <sup>2</sup>	25台	RC造	2階	H14	D	新耐震		耐震性あり	
大津島支所	150 m <sup>2</sup>	0台	RC造	1階	S52	C	0.89	不要	耐震性あり	警戒区域
向道支所・大道理夢求の里交流館	789 m <sup>2</sup>	6台	RC造	2階	S60	A	新耐震		耐震性あり	
長穂支所・長穂公民館	1431 m <sup>2</sup>	15台	RC造	3階	S46	D	0.19	未定	耐震性なし	特別警戒
須々万支所・須々万公民館	647 m <sup>2</sup>	17台	RC造	2階	S47	D	0.39	H26	耐震性なし	
中須支所・中須公民館	697 m <sup>2</sup>	23台	RC造	2階	H8	B	新耐震		耐震性あり	
須金支所	157 m <sup>2</sup>	7台	RC造	1階	H7	A	新耐震		耐震性あり	
和田支所	297 m <sup>2</sup>	10台	RC造	2階	S51	D	0.25	未定	耐震性なし	特別警戒
八代支所・鶴いこの里交流センター	2366 m <sup>2</sup>	99台	RC造	2階	H6	A	新耐震		耐震性あり	
中央公民館	347 m <sup>2</sup>	—	RC造	2階	S41	D	対象外			
大津公民館	243 m <sup>2</sup>	—	RC造	1階	S54	E	2.22	不要	耐震性あり	
馬島公民館	336 m <sup>2</sup>	20台	RC造	2階	S48	E	0.84	不要	耐震性あり	
菊川公民館富岡分館	170 m <sup>2</sup>	10台	RC造	1階	S51	E	1.96	不要	耐震性あり	警戒区域
菊川公民館加見分館	170 m <sup>2</sup>	6台	RC造	1階	S51	E	1.69	不要	耐震性あり	
大向公民館	404 m <sup>2</sup>	20台	RC造	2階	S54	D	0.75	H28	耐震性なし	警戒区域
戸田四郎谷公民館	128 m <sup>2</sup>	—	木造	1階	S33	E	対象外			警戒区域
今宿公民館	596 m <sup>2</sup>	14台	RC造	2階	S45	D	0.5	0.49	耐震性なし	
今宿公民館西松原分館	258 m <sup>2</sup>	3台	RC造	1階	S54	E	1.37	不要	耐震性あり	
小畑公民館	355 m <sup>2</sup>	8台	S造	2階	H1	E	新耐震		耐震性あり	特別警戒
四熊公民館	341 m <sup>2</sup>	16台	RC造	2階	S50	E	1.06	不要	耐震性あり	
戸田津木公民館	155 m <sup>2</sup>	5台	木造	1階	S62	E	新耐震		耐震性あり	特別警戒
拾島公民館	382 m <sup>2</sup>	1台	RC造	3階	S48	E	0.36	0.53	耐震性なし	
須金公民館	330 m <sup>2</sup>	7台	S造	2階	S40	E	対象外			
岐山公民館	498 m <sup>2</sup>	31台	RC造	2階	S45	B	0.16	H26	耐震性なし	
遠石公民館	484 m <sup>2</sup>	20台	RC造	2階	S45	D	0.26	0.54	耐震性なし	
中央地区公民館	615 m <sup>2</sup>	4台	S造	2階	H4	D	新耐震		耐震性あり	
周陽公民館	670 m <sup>2</sup>	30台	RC造	2階	S53	B	0.72	H27	耐震性なし	
秋月公民館	617 m <sup>2</sup>	17台	RC造	2階	S56	D	0.56	0.36	耐震性なし	
桜木公民館	581 m <sup>2</sup>	27台	RC造	2階	S57	D	1.39	不要	耐震性あり	
福川公民館	605 m <sup>2</sup>	200台	RC造	3階	H2	A	新耐震		耐震性あり	
和田公民館	528 m <sup>2</sup>	22台	RC造	2階	S45	D	0.44	H28	耐震性なし	警戒区域
熊毛公民館	1285 m <sup>2</sup>	150台	木造・RC造	2階	H13	A	新耐震		耐震性あり	
高水公民館	688 m <sup>2</sup>	30台	RC造	2階	S56	B	0.92	不要	耐震性あり	
大河内公民館	565 m <sup>2</sup>	40台	RC造	2階	S54	B	0.77	H27	耐震性なし	
鹿野公民館(ホール)	1732 m <sup>2</sup>	10台	RC造	2階	S41	D	0.35	H28	耐震性なし	
高水ふれあいセンター	264 m <sup>2</sup>	30台	S造	1階	H11	D	新耐震		耐震性あり	
三丘徳修館	726 m <sup>2</sup>	30台	RC造	2階	H2	B	新耐震		耐震性あり	
勝間ふれあいセンター	1062 m <sup>2</sup>	23台	RC造	2階	H7	A	新耐震		耐震性あり	
須野河内交流館	134 m <sup>2</sup>	10台	木造	1階	S54	E	対象外			特別警戒
(旧)向道支所・大道理公民館	平成26年度中の解体									

【バリアフリーの状況】

①エレベーターや階段の手すりの設置、②入口の段差解消、③施設内の段差解消、④多目的トイレ設置の4項目について、実施状況に応じてA～Eを表示。

【1階建】

A: ②～④の3項目の全てが対応済、B: ②～④の3項目のうち2項目が対応済、C: ②～④の3項目のうち1項目が対応済、E: ②～④の全てが未対応

【2階建以上】

A: ①が対応済で、②～④の3項目全てが対応済

B: ①が対応済で、②～④の3項目のうち2項目が対応済

C: ①が対応済で、②～④の3項目のうち1項目が対応済

D: ①が未対応で、②～④の3項目のうち1項目以上が対応済、E: ①～④の全てが未対応

# 1. 3 機能

## 1. 3. 1 業務の内容

### 【総合支所】

総合支所では、住民票や印鑑登録証明書、戸籍や税に関する証明書の発行、福祉業務や市道・簡易水道の管理のほか、それぞれの地域特性に応じた固有の業務を行っています。

周南市組織規則によると、各総合支所の行う業務は次の表5～7のとおりとなっています。

【表5：新南陽総合支所（周南市組織規則別表第4より）】

課等	事務分掌		
新南陽総合支所	地域政策課	(1) 広報広聴に関すること。	(16) 統計に関すること。
		(2) 生活交通の確保に関すること。	(17) 集中管理車の管理に関すること。
		(3) 地域政策の調整に関すること。	(18) 市民活動の促進に関すること。
		(4) 男女共同参画の推進に関すること。	(19) スポーツ振興事業の実施に関すること。
		(5) 青少年健全育成に関すること。	(20) スポーツ団体との連絡調整に関すること。
		(6) 人権問題に関すること。	(21) 農政及び林政に係る相談に関すること。
		(7) 防災、災害対策及び国民保護に関すること。	(22) 水産業振興に係る相談に関すること。
		(8) 庁舎の維持管理に関すること。	(23) 商業、工業及び鉱業に係る相談に関すること。
		(9) 自治会に関すること。	(24) 地籍調査に係る相談に関すること。
		(10) 防犯に関すること。	(25) 観光に関すること。
		(11) 文書の収発及び保存に関すること。	(26) 観光地の維持管理に関すること。
		(12) 公印（総合支所用）の管守に関すること。	(27) 自然公園に関すること。
		(13) 本庁及び支所との文書連絡に関すること。	(28) 農業委員会との連絡に関すること。
		(14) 情報公開及び個人情報保護に関すること。	(29) 総合支所内の調整に関すること。
		(15) 職員の厚生に関すること。	
新南陽総合支所	市民生活課	(1) 市税に関すること。	(11) 交通災害共済に関すること。
		(2) 戸籍に関すること。	(12) 自転車等駐車場の管理に関すること。
		(3) 住民基本台帳に関すること。	(13) 環境保全及び衛生対策に関すること。
		(4) 埋葬許可、火葬許可及び斎場使用許可に関すること。	(14) 狂犬病予防対策に関すること。
		(5) 住居表示に関すること。	(15) 墓地に関すること。
		(6) 印鑑登録に関すること。	(16) 一般廃棄物（ごみ）に係る各種申請等の受付に関すること。
		(7) 外国人住民の身分事項及び住居地に関すること。	(17) 一般廃棄物（し尿）に関すること。
		(8) 自動車臨時運行許可に関すること。	(18) 市営住宅に係る各種申請の受付に関すること。
		(9) 旅券の発給申請に関すること。	(19) 出納窓口に関すること。
		(10) 交通安全に関すること。	
市民相談室	市民相談に関すること。		
新南陽総合支所	健康福祉課	(1) 高齢者福祉に関すること。	(5) 国民健康保険に関すること。
		(2) 障害者福祉に関すること。	(6) 後期高齢者医療に関すること。
		(3) 社会援護に関すること。	(7) 介護保険に関すること。
		(4) 児童母子福祉に関すること。	(8) 国民年金に関すること。

新南陽総合支所（本庁から6.3 km）には、本庁機能である道路課と河川港湾課が配置されているため、インフラ施設等に関する事務が分掌されていないことが特徴となっています。

しかし、平成30年度には本庁新庁舎が完成する計画であり、完成後には道路課、河川港湾課は本庁舎内に配置される予定であることから、その後の新南陽地区・徳山西部地区のインフラ施設維持管理の担当をどうするかが課題となります。

【表6：熊毛総合支所（周南市組織規則別表第4より）】

課等	事務分掌	
地域政策課	(1) 広報広聴に関すること。	(13) 公印（総合支所用）の管守に関すること。
	(2) 生活交通の確保に関すること。	(14) 本庁及び支所との文書連絡に関すること。
	(3) 地域政策の調整に関すること。	(15) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
	(4) 男女共同参画の推進に関すること。	(16) 職員の厚生に関すること。
	(5) 青少年健全育成に関すること。	(17) 統計に関すること。
	(6) 人権問題に関すること。	(18) 集中管理車の管理に関すること。
	(7) 防災、災害対策及び国民保護に関すること。	(19) 市民活動の促進に関すること。
	(8) 庁舎等の維持管理に関すること。	(20) ゆめプラザ熊毛に関すること。
	(9) 自治会に関すること。	(21) スポーツ振興事業の実施に関すること。
	(10) 防犯に関すること。	(22) スポーツ団体との連絡調整に関すること。
	(11) 消防に関すること。	(23) 総合支所内の調整に関すること。
	(12) 文書の収発及び保存に関すること。	
市民福祉課	(1) 市税に関すること。	(15) 墓地に関すること。
	(2) 戸籍に関すること。	(16) 一般廃棄物に関すること。
	(3) 住民基本台帳に関すること。	(17) 出納窓口に関すること。
	(4) 埋葬許可、火葬許可及び斎場使用許可に関すること。	(18) 高齢者福祉に関すること。
	(5) 住居表示に関すること。	(19) 障害者福祉に関すること。
	(6) 印鑑登録に関すること。	(20) 社会援護に関すること。
	(7) 外国人住民の身分事項及び住居地に関すること。	(21) 児童母子福祉に関すること。
	(8) 自動車臨時運行許可に関すること。	(22) 国民健康保険に関すること。
	(9) 旅券の発給申請に関すること。	(23) 後期高齢者医療に関すること。
	(10) 交通安全に関すること。	(24) 介護保険に関すること。
	(11) 交通災害共済に関すること。	(25) 国民年金に関すること。
	(12) 駅周辺の駐輪場並びに高水駅及び勝間駅のトイレに関すること。	(26) 健康づくりに関すること。
	(13) 環境保全及び衛生対策に関すること。	(27) 食育に関すること。
	(14) 狂犬病予防対策に関すること。	(28) 感染症予防に関すること。
市民相談室	市民相談に関すること。	
産業土木課	(1) 農政に関すること。	(12) 市有温泉施設の維持管理に関すること。
	(2) 農業委員会との連絡に関すること。	(13) 道路及び河川に係る各種申請の受付に関すること。
	(3) 土地改良事業に関すること。	(14) 法定外公共物の管理に関すること。
	(4) 農林業関係施設の維持管理に関すること。	(15) 道路、橋りょう及び河川の維持管理に関すること。
	(5) 林政に関すること。	(16) 水防に関すること。
	(6) 地籍調査に係る相談に関すること。	(17) 河川公園に関すること。
	(7) 水産業振興に係る相談に関すること。	(18) 市営住宅の管理に関すること。
	(8) 商業、工業及び鉱業に係る相談に関すること。	(19) 市営住宅に係る各種申請の受付に関すること。
	(9) 観光に関すること。	(20) 開発行為等に係る各種申請の受付に関すること。
	(10) 観光地の維持管理に関すること。	(21) 都市公園、児童遊園及び街路樹の維持管理に関すること。
	(11) 自然公園に関すること。	(22) 水道に関すること。

熊毛総合支所の独自業務としては、熊毛ストックヤードにおける選別など一般廃棄物に関する業務委託の事務処理や簡易水道事業を行っているほか、消防に関することとして、火災発生時のサイレンの吹鳴・現場確認・各関係課への連絡業務があります。

また、本庁からの19.8kmの距離があり、熊毛地域の拠点施設として欠かせないものとなっています。

【表7：鹿野総合支所（周南市組織規則別表第4より）】

課等	事務分掌		
鹿野総合支所	地域政策課	(1) 広報広聴に関すること。	(12) 公印（総合支所用）の保管に関すること。
		(2) 生活交通の確保に関すること。	(13) 本庁との文書連絡に関すること。
		(3) 地域政策の調整に関すること。	(14) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
		(4) 男女共同参画の推進に関すること。	(15) 職員の厚生に関すること。
		(5) 青少年健全育成に関すること。	(16) 統計に関すること。
		(6) 人権問題に関すること。	(17) 集中管理車の管理に関すること。
		(7) 防災、災害対策及び国民保護に関すること。	(18) 市民活動の促進に関すること。
		(8) 庁舎等の維持管理に関すること。	(19) スポーツ振興事業の実施に関すること。
		(9) 自治会に関すること。	(20) スポーツ団体との連絡調整に関すること。
		(10) 防犯に関すること。	(21) 総合支所内の調整に関すること。
		(11) 文書の収発及び保存に関すること。	
コアプラザかの	コアプラザかのに関すること。		
市民福祉課	(1) 市税に関すること。	(15) 一般廃棄物に関すること。	
	(2) 戸籍に関すること。	(16) 出納窓口に関すること。	
	(3) 住民基本台帳に関すること。	(17) 高齢者福祉に関すること。	
	(4) 埋葬許可、火葬許可及び斎場使用許可に関すること。	(18) 障害者福祉に関すること。	
	(5) 住居表示に関すること。	(19) 社会援護に関すること。	
	(6) 印鑑登録に関すること。	(20) 児童母子福祉に関すること。	
	(7) 外国人住民の身分事項及び住居地に関すること。	(21) 国民健康保険に関すること。	
	(8) 自動車臨時運行許可に関すること。	(22) 後期高齢者医療に関すること。	
	(9) 旅券の発給申請に関すること。	(23) 介護保険に関すること。	
	(10) 交通安全に関すること。	(24) 国民年金に関すること。	
	(11) 交通災害共済に関すること。	(25) 健康づくりに関すること。	
	(12) 環境安全及び衛生対策に関すること。	(26) 食育に関すること。	
	(13) 狂犬病予防対策に関すること。	(27) 感染症予防に関すること。	
	(14) 墓地に関すること。		
市民相談室	市民相談に関すること。		
産業土木課	(1) 農政に関すること。	(12) 地域交流施設の維持管理に関すること。	
	(2) 農業委員会との連絡に関すること。	(13) 道路及び河川に係る各種申請の受付に関すること。	
	(3) 土地改良事業に関すること。	(14) 法定外公共物の管理に関すること。	
	(4) 農林業関係施設の維持管理に関すること。	(15) 道路、橋りょう及び河川の維持管理に関すること。	
	(5) 農村公園の維持管理に関すること。	(16) 水防に関すること。	
	(6) 林政に関すること。	(17) 河川公園に関すること。	
	(7) 地籍調査に係る相談に関すること。	(18) 市営住宅に係る各種申請の受付に関すること。	
	(8) 水産業振興に係る相談に関すること。	(19) 開発行為に係る各種申請の受付に関すること。	
	(9) 商業、工業及び鉱業に係る相談に関すること。	(20) 普通公園の維持管理に関すること。	
	(10) 観光に関すること。	(21) 水道に関すること。	
	(11) 観光地の維持管理に関すること。		

鹿野総合支所は、本庁から 29.1km の距離の中山間地域にあり、所管する面積も広く、鹿野地域の拠点施設として欠かせないものになっています。

鹿野総合支所の独自業務としては、簡易水道事業や地域内の生活交通対策として乗り合いタクシーがあります。冬季は寒さが特に厳しく積雪も多いため、除雪車を配備し、職員及び業者で市道の除雪を行っています。

また、中山間地域振興課とも連携しながら、地域団体の活動支援や地域イベントの協力などを行っています。

コアプラザかのは、県障害者更生センター「鹿野グリーンハイツ」を平成20年に改修した、バリアフリー対応の生涯学習・保健・福祉・医療の複合施設です。一部の諸証明書の発行が可能となっているほか、公民館機能を有しており、国民健康保険鹿野診療所を併設しています。また、保健師が常駐し、社会福祉協議会も事務所として使用し、それぞれが連携を取り合っています。

## 【支所】

支所では、住民票や印鑑登録証明書などの諸証明書等の発行、税の納付、コミュニティ活動の支援や地域イベントへの協力など、市民生活に密着した多くの業務を行っています。周南市支所処務規程によると、支所の行う業務については、表8のとおりとなります。

【表8：支所が行う業務（周南市支所処務規程第4条より）】

支所業務	
(1) 公印の保管に関する事。	(12) 社会福祉に関する事。
(2) 庁内取締りに関する事。	(13) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険に関する事。
(3) 文書受発及び保管に関する事。	(14) 介護保険に関する事。
(4) 市民の請願及び陳情の進達に関する事。	(15) 国民年金に関する事。
(5) 税務に関する事。	(16) 保健衛生に関する事。
(6) 諸証明に関する事。	(17) 農林水産に関する事。
(7) 印鑑登録に関する事。	(18) 商工観光に関する事。
(8) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。	(19) 管内の道路、河川及び港湾に関する事。
(9) 埋葬及び火葬許可に関する事。	(20) 消防及び防災に関する事。
(10) コミュニティに関する事。	(21) その他特に命ぜられた事。
(11) 交通安全に関する事。	

## 【公民館】

公民館では、地域住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するために、暮らしに関わりの深い社会教育や学術・文化等に関する各種事業を行っています。

### 1.3.2 本庁、総合支所、支所の業務分担

各総合支所、各支所は、それぞれの地域に密着した施設のため、市民は様々な手続きや相談等のために来庁されます。

そこで、総合支所・支所業務の実態を把握するために、規則等で定められた項目（表5～7）に該当する業務の所管課に対して、総合支所・支所がどこまでの事務処理を行っているのか調査し、それぞれの代表的な業務について表9、表10にまとめました。

【表9：総合支所業務の事務処理範囲】

完結する業務	総合支所で全ての事務処理を行っている業務
	◆住民基本台帳に関する手続きや諸証明等の交付
	◆所得証明書・課税証明書の交付
	◆戸籍に関する証明書の交付
	◆埋葬・火葬許可及び斎場使用許可に関する業務
	◆犬の登録申請
	◆住民異動に伴う国民健康保険の異動
	◆地域のイベント
	◆市民相談
	◆農林業関係施設の維持管理
	◆一般廃棄物に関すること
	◆学校施設の使用申請
◆生涯学習の推進に関すること	
一部処理する業務	受付や交付などの一部処理を行う業務
	◆戸籍に関する届出等の受付(本庁による届出等の審査が必要)
	◆児童扶養手当関係
	◆児童生徒の入退学及び転学に係る相談及び申請等の受付に関すること
	日々情報が更新されており、所管課の確認(判断)が必要となる業務
	◆滞納のないことの証明書の交付
◆納税証明書の交付	
未対応	申請等の受付可否に契約内容や現状把握が必要なため、所管課のみの対応となる業務
	◆市営住宅関係の申請(住宅課と電話等でやりとりをすれば受付は出来る)
	特殊処理(事例)を行うため、本庁(権限を与えられた職員)でしか処理が出来ない業務
	◆住民基本台帳からの職権消除
◆個人認証に関する手続き(法定受託事務)	

総合支所では、諸証明書等の発行や各種申請等の受付、地域に関するイベントや施設管理などを行っており、総合支所の利用者は大半の手続きを総合支所だけで済ませることが出来ます。

また、総合支所だけでは処理が出来ない業務についても、「専用の機器が必要・特殊な処理を行う」等の場合を除き、業務を所管する課と電話やFAXで内容の確認等を行うことで、ほとんどの窓口業務に対応出来ることが分かりました。

【表10：支所業務の事務処理範囲】

完結する業務	支所で全ての事務処理を行っている業務
	◆住民基本台帳に関する手続きや諸証明等の交付(転入・転居・世帯の異動手続きは除く)
	◆所得証明書・課税証明書の交付
	◆埋葬・火葬許可及び斎場使用許可に関する業務
一部処理する業務	◆生涯学習の推進に関すること
	受付や交付などの一部処理を行う業務
	◆戸籍に関する証明の交付(本庁による届出等の審査が必要)
	◆戸籍に関する証明の届出等の受付
	◆狂犬病予防に関する業務
	◆児童手当・乳幼児医療・ひとり親家庭等医療費助成制度等の手続き
	◆後期高齢者医療・介護保険に関する手続き
	◆国民健康保険に関する手続き
	◆道路及び河川に係る各種申請の受付に関すること
	◆日々情報が更新されており、所管課の確認(判断)が必要となる業務
未対応	◆滞納のないことの証明書の交付
	◆納税証明書の交付
	支所で未対応
	◆障害者福祉に関する申請受付・交付に関する業務(一部の手続きは受付をしている)
	◆児童扶養手当に関する手続き
	◆児童生徒の入退学及び転学に係る相談及び申請等の受付に関すること
	◆児童クラブに関する業務
	申請等の受付可否に契約内容や現状の把握が必要なため、所管課のみの対応となる業務
	◆市営住宅関係の申請
	特殊処理(事例)を行うため、本庁(権限を与えられた職員)でしか処理が出来ない業務
◆住民基本台帳からの職権消除	
◆個人認証に関する手続き(法定受託事務)	

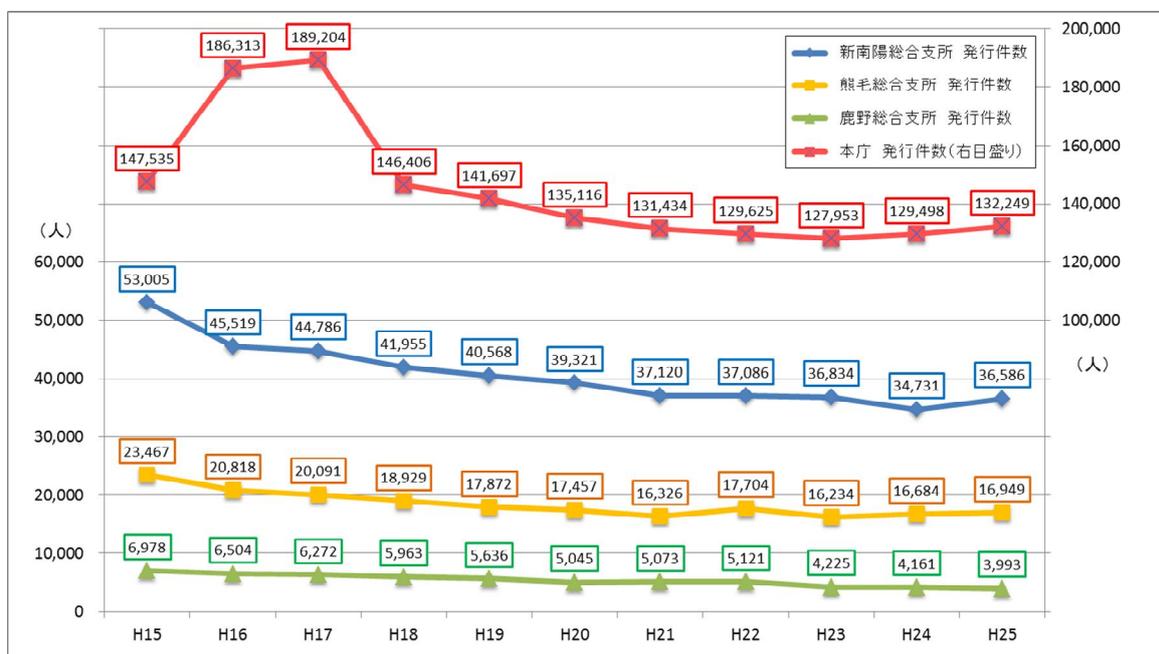
支所では、諸証明書等の発行や各種申請の受付を行っていますが、戸籍に関する証明書の交付や届出の受付のように一部の手続きについては、本庁の審査(確認)の後に交付や受付の事務処理を行っています。

このように、支所だけで完結出来ない業務については、電話やFAX、連絡便などを活用し、本庁と連携することで、対応を行っています。そのため、事務処理に一定の期間がかかることはありますが、支所ではほとんどの諸証明書等の発行や各種申請書の受付についての対応が可能です。

### 1.3.3 代表的業務の状況

総合支所、支所業務のうち、代表的な業務として、諸証明書等の発行業務があります。ここでは合併後の諸証明書等発行件数の推移について整理しました。

【グラフ5：総合支所での諸証明書等発行件数】



※諸証明書等とは、戸籍に関する証明書、住民基本台帳に関する証明書、印鑑登録証明書及び税に関する証明書等をいいます。

総合支所での諸証明書等の発行件数は、増加している年度もありますが、合併後の10年間でみると、概ね減少傾向にあります。

また、本庁での諸証明書等の発行件数は、平成17年度をピークに、平成18年度以降減少していましたが、平成24年度から増加傾向に転じています。

支所での諸証明書等の発行件数は、櫛浜支所及び久米支所が特に多く、次に菊川支所、須々万支所の順となっています。発行件数の少ない支所は、大津島支所、須金支所となっています。

また、合併後の10年間では、久米支所、鼓南支所及び夜市支所での諸証明書等の発行件数はほとんど変わっていませんが、そのほかの支所では減少傾向にあります。

【表 1 1 : 支所での諸証明書等発行件数】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
櫛浜支所	8,561	8,824	8,882	8,645	8,672	7,341	6,919	7,293	7,173	7,549	8,171
鼓南支所	691	826	880	704	714	698	719	759	649	572	733
久米支所	8,193	8,369	8,463	9,032	8,912	8,610	7,819	8,167	8,247	7,471	8,087
菊川支所	4,509	4,129	4,369	4,359	4,195	3,863	3,563	3,746	3,748	3,707	3,776
夜市支所	1,779	1,947	2,017	1,689	1,732	1,715	1,829	1,625	1,368	1,659	1,781
戸田支所	2,650	2,889	2,474	2,235	2,539	2,111	2,061	1,875	1,904	2,030	2,146
湯野支所	1,557	1,664	1,757	1,673	1,674	1,581	1,378	1,464	1,579	1,316	1,339
大津島支所	206	265	273	235	231	207	216	176	211	112	155
向道支所	622	520	773	589	564	577	471	471	420	502	453
長穂支所	668	570	625	661	659	826	598	517	572	501	555
須々万支所	4,039	3,928	4,227	4,202	3,859	3,574	3,202	3,329	3,216	3,474	3,665
中須支所	867	865	943	840	796	767	805	653	558	546	619
須金支所	598	520	524	665	650	520	353	347	501	454	317
和田支所	1,116	1,330	1,454	1,218	1,118	1,082	1,028	961	1,008	844	737
八代支所	981	770	908	882	706	961	752	660	615	605	577

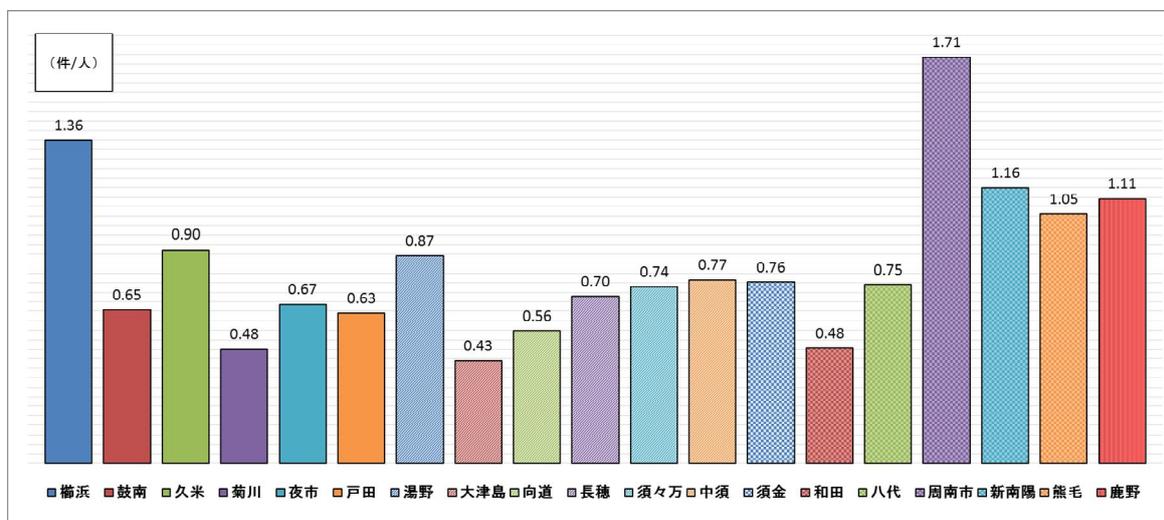
【表 1 2 : 支所での諸証明書等発行件数の変動率】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
櫛浜支所	100%	103%	104%	101%	101%	86%	81%	85%	84%	88%	95%
鼓南支所	100%	120%	127%	102%	103%	101%	104%	110%	94%	83%	106%
久米支所	100%	102%	103%	110%	109%	105%	95%	100%	101%	91%	99%
菊川支所	100%	92%	97%	97%	93%	86%	79%	83%	83%	82%	84%
夜市支所	100%	109%	113%	95%	97%	96%	103%	91%	77%	93%	100%
戸田支所	100%	109%	93%	84%	96%	80%	78%	71%	72%	77%	81%
湯野支所	100%	107%	113%	107%	108%	102%	89%	94%	101%	85%	86%
大津島支所	100%	129%	133%	114%	112%	100%	105%	85%	102%	54%	75%
向道支所	100%	84%	124%	95%	91%	93%	76%	76%	68%	81%	73%
長穂支所	100%	85%	94%	99%	99%	124%	90%	77%	86%	75%	83%
須々万支所	100%	97%	105%	104%	96%	88%	79%	82%	80%	86%	91%
中須支所	100%	100%	109%	97%	92%	88%	93%	75%	64%	63%	71%
須金支所	100%	87%	88%	111%	109%	87%	59%	58%	84%	76%	53%
和田支所	100%	119%	130%	109%	100%	97%	92%	86%	90%	76%	66%
八代支所	100%	78%	93%	90%	72%	98%	77%	67%	63%	62%	59%

※平成15年度の発行件数を基準（100%）とする

グラフ6は総合支所・支所が管轄する地区の住民1人あたりに、平成25年度中に諸証明書等を何件発行したことになるのかを示したものです。

【グラフ6：管轄地区内の住民1人あたり諸証明書等発行件数（平成25年度）】



各総合支所では1人あたり約1.1件と同程度で、地域住民の諸証明書等発行窓口の利用頻度が、概ね等しいと考えられます。

支所では榑浜支所が1人あたり1.36件と他の支所と比べて高くなっています。

その理由として、榑浜支所は主要幹線道路の近隣に位置し、他地区や周辺事業所の従業員からの利用が多いとの所管課の意見があり、地域住民以外の方の諸証明書等の発行件数が加わるため、数値が高くなっているものと思われます。

今後、マイナンバー制度の導入や、ICTを活用したコンビニエンスストアでの諸証明書等の発行を出来るようにすれば、市役所の窓口全体での諸証明書等の発行件数が大幅に減少することが見込まれることから、本庁を含めた総合支所、支所の業務体制に影響するものと考えられます。

※マイナンバー制度が導入されると、各種申請・申告等に必要ない証明書等の省略ができるため、発行件数が減少することが考えられます。

#### 1.3.4 人工賦課表による業務分析

ここでは総合支所と支所・公民館併設施設における業務について検証を行いました。

##### 【総合支所】

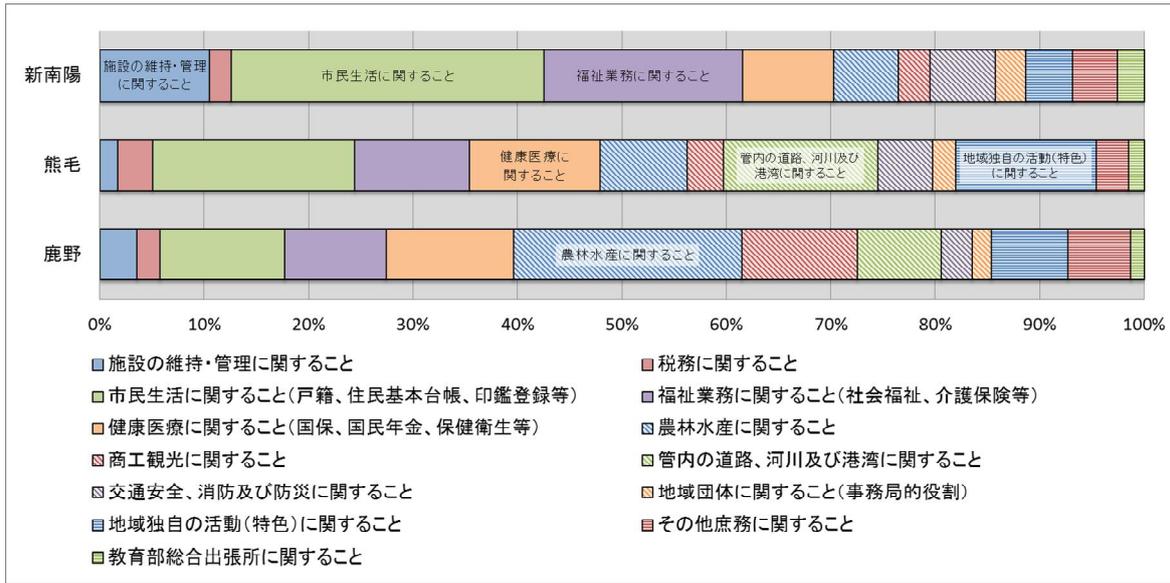
各総合支所業務の中で各種業務が占める業務割合・人工数（正職員＋嘱託職員等（宿日直は除く。))を次ページの**グラフ7**と**グラフ8**に示しました。

新南陽総合支所では戸籍や住民基本台帳に関することなどの市民生活に関する業務割合が最も高く、次に社会福祉や介護保険等の福祉業務に関する割合が高くなっています。また、熊毛・鹿野総合支所に比べ、施設の維持管理に関する業務割合が高くなっています。

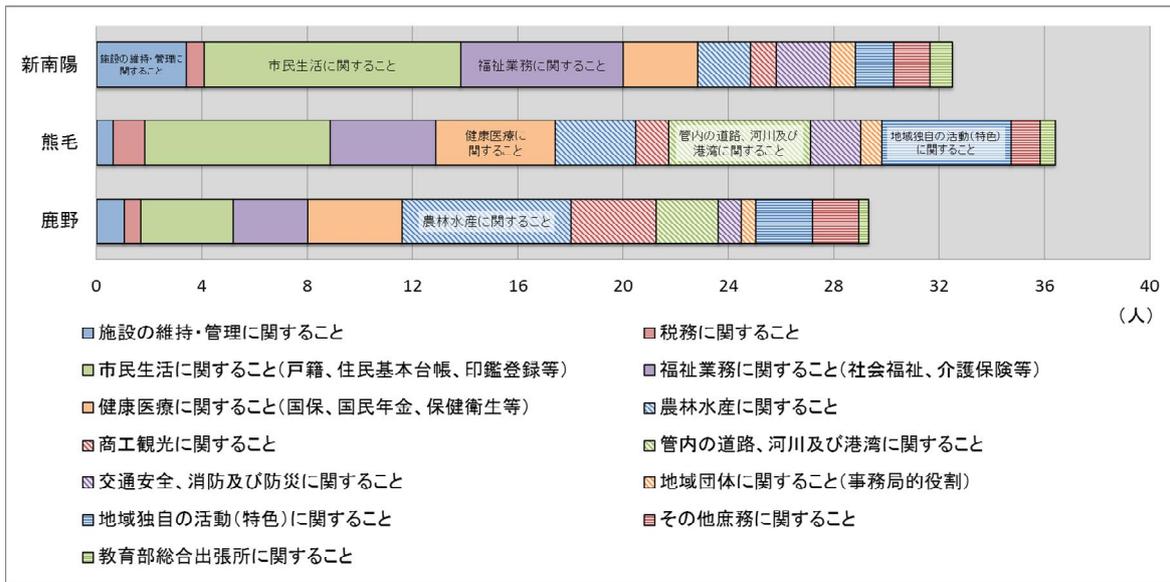
熊毛総合支所では、市民生活に関する業務や道路・河川に関する業務、地域独自の活動に関する業務の割合が高くなっています。

鹿野総合支所では、農林水産に関する業務割合が最も高く、次に市民生活に関すること・健康医療に関すること・商工観光に関することの業務割合が高くなっています。

【グラフ7：総合支所での各種業務の割合（平成26年度）】



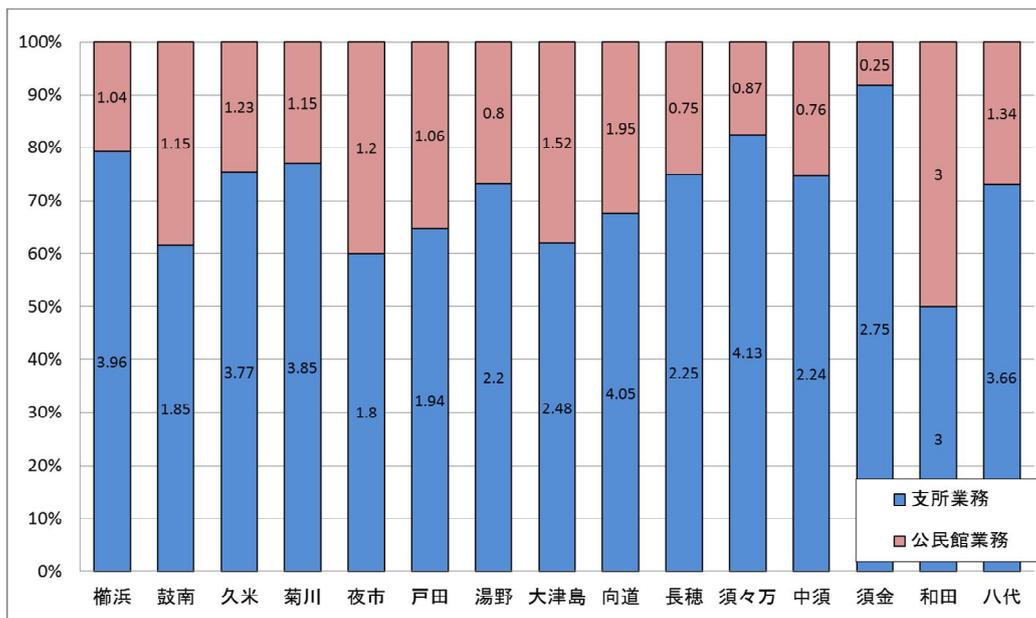
【グラフ8：総合支所業務における人工数（平成26年度）】



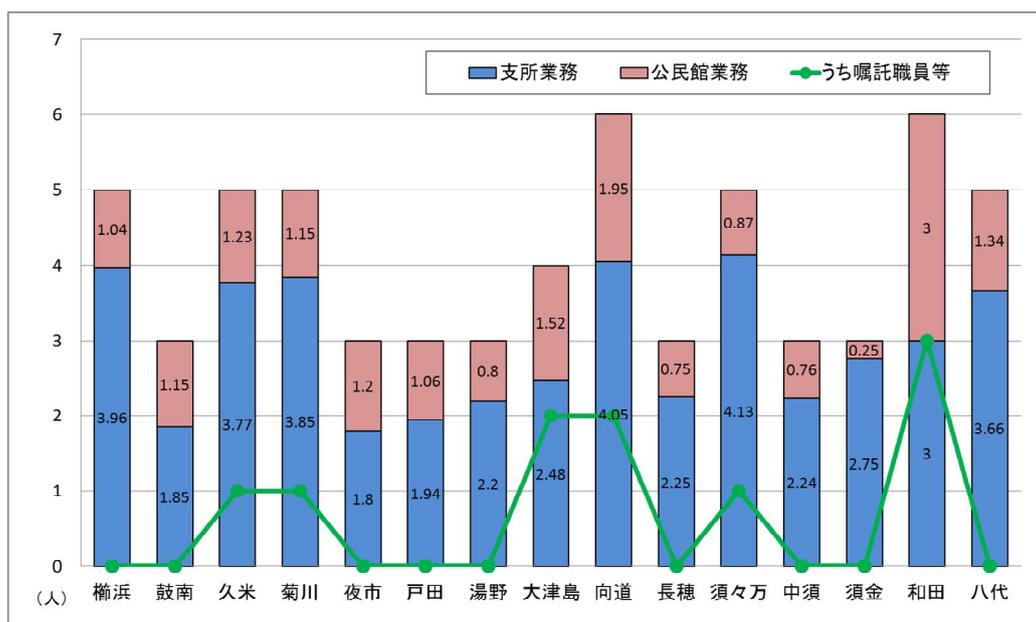
【支所・公民館併設施設】

支所・公民館併設施設における業務分析を、人工数配賦表を用いて行いました。支所機能と公民館機能の業務割合、人工数（正職員＋嘱託職員等（宿日直は除く。))は、次のグラフ9とグラフ10のとおりです。

【グラフ9：支所併設公民館の支所業務と公民館業務の割合（平成26年度）】



【グラフ10：支所併設公民館における人工数（平成26年度）】



※大津島支所は単独施設ですが、大津公民館職員、馬島公民館職員が大津島支所業務と公民館業務を兼務している為、併せて検証を行いました。

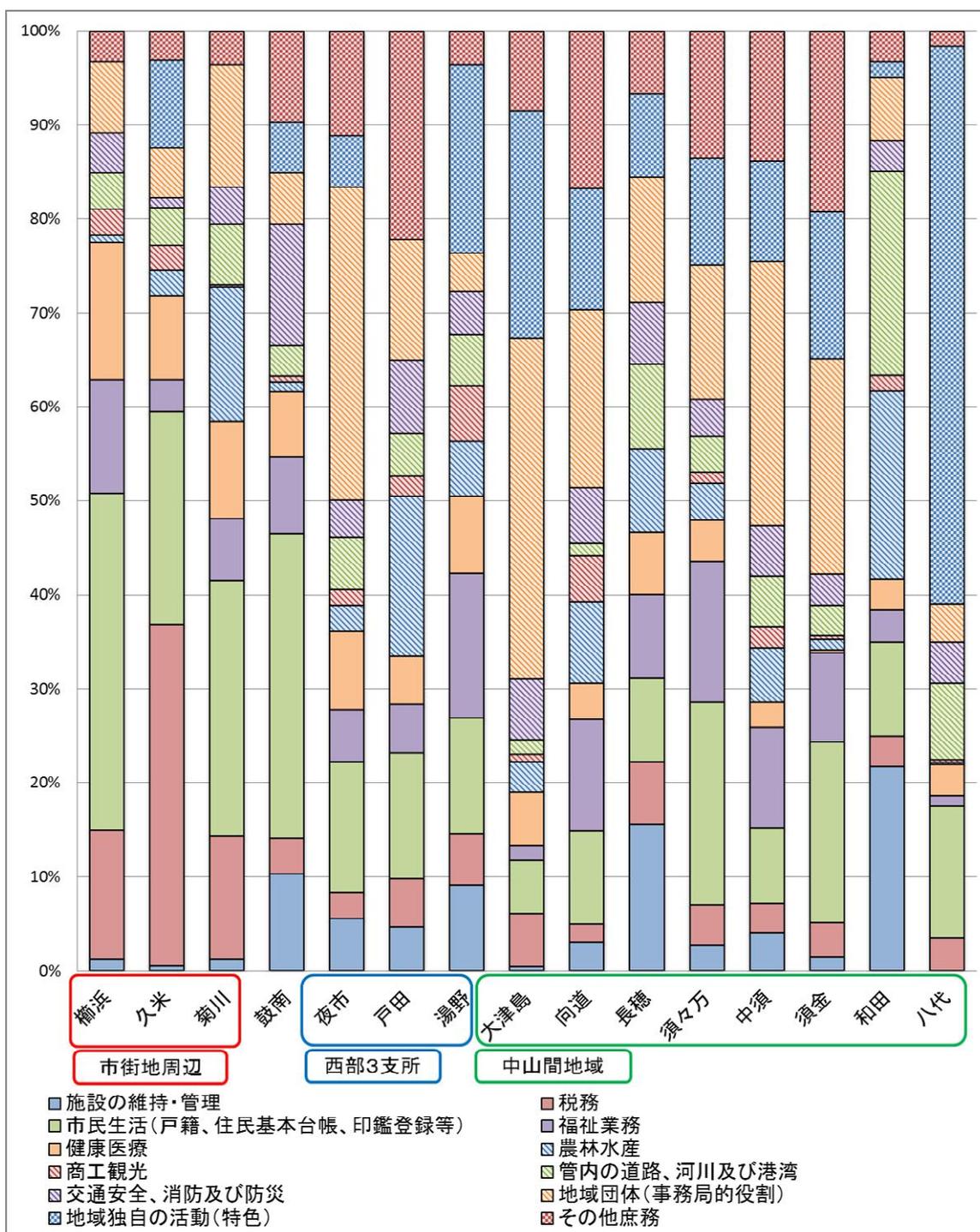
※和田支所、和田公民館は別施設ですが、同一敷地内で隣接しており、機能として一体なものである為、併せて検証を行いました。

公民館機能を含む須金支所では公民館業務の人工数が低く、向道支所併設公民館、大津島、和田では公民館業務の人工数が多くなっています。また、向道支所併設公民館と和田支所・和田公民館の人工数が多い理由としては、嘱託職員等が2人及び3人と多いことが挙げられます。八代支所では鶴保護担当業務職員2名を含んでおり、そのため人工数が多くなっています。

## 【支所機能】

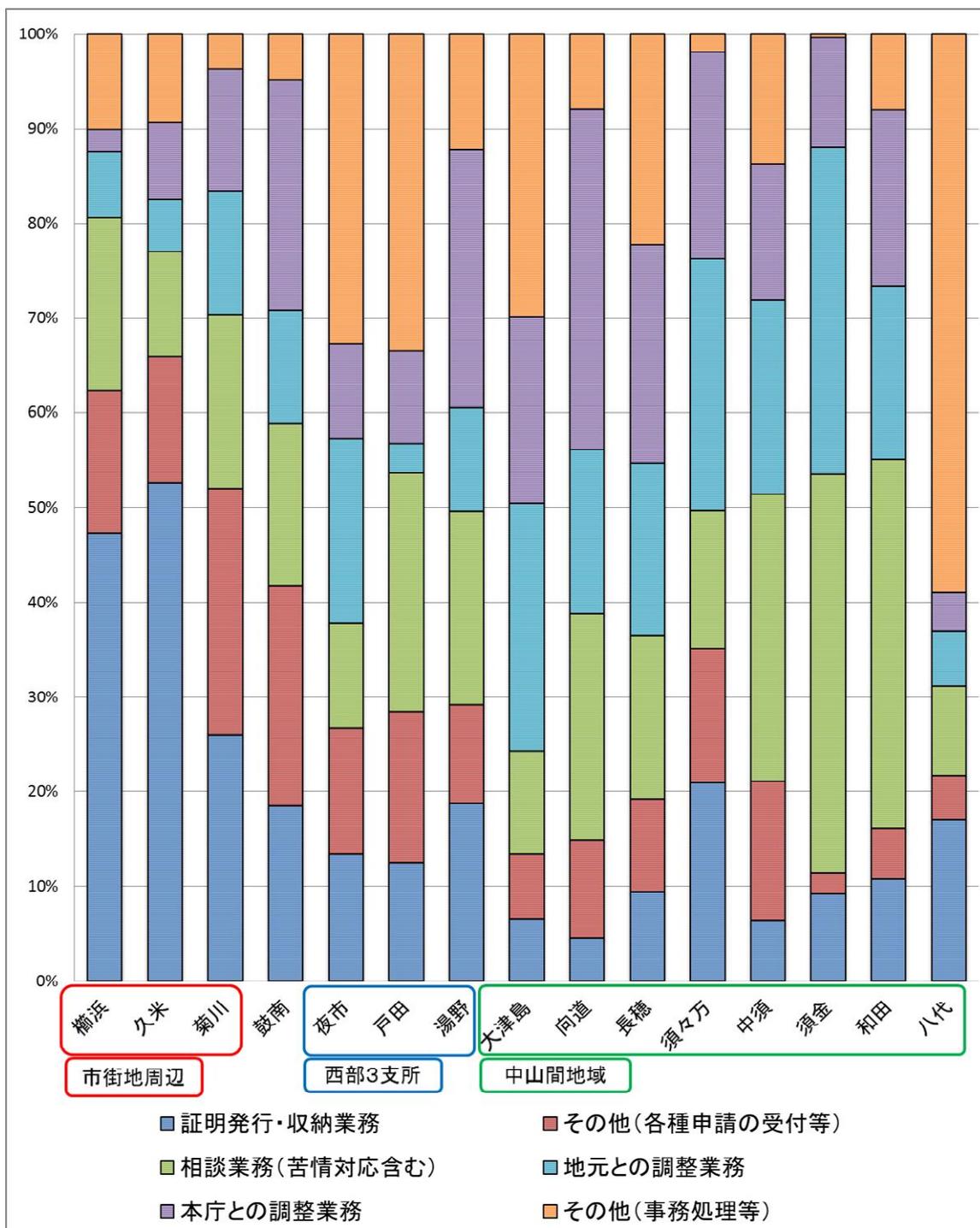
各支所での業務の傾向は、地域の実情に応じて異なります。次のグラフ11は各支所での業務内容に対する人工数の割合を示したものです。市街地周辺の支所については、税務・市民生活に関する業務の割合が高く、中山間地域の支所については、地元団体や地域独自の活動に対する業務割合が高い傾向にあります。

【グラフ11：支所における業務の割合（平成26年度）】



次にグラフ12は、業務対応別の人工数の割合ですが、市街地周辺の支所では、証明書発行・収納業務と各種申請の受付業務の割合が大きく、全体の50%を超えており、中山間地域の支所では相談業務や地元との調整業務の割合が高くなっています。このことから、中山間地域の支所では、支所が住民の地域活動や日常生活を営む上で、重要な役割を担っていると思われます。

【グラフ12：業務対応別の人工数の割合（平成26年度）】

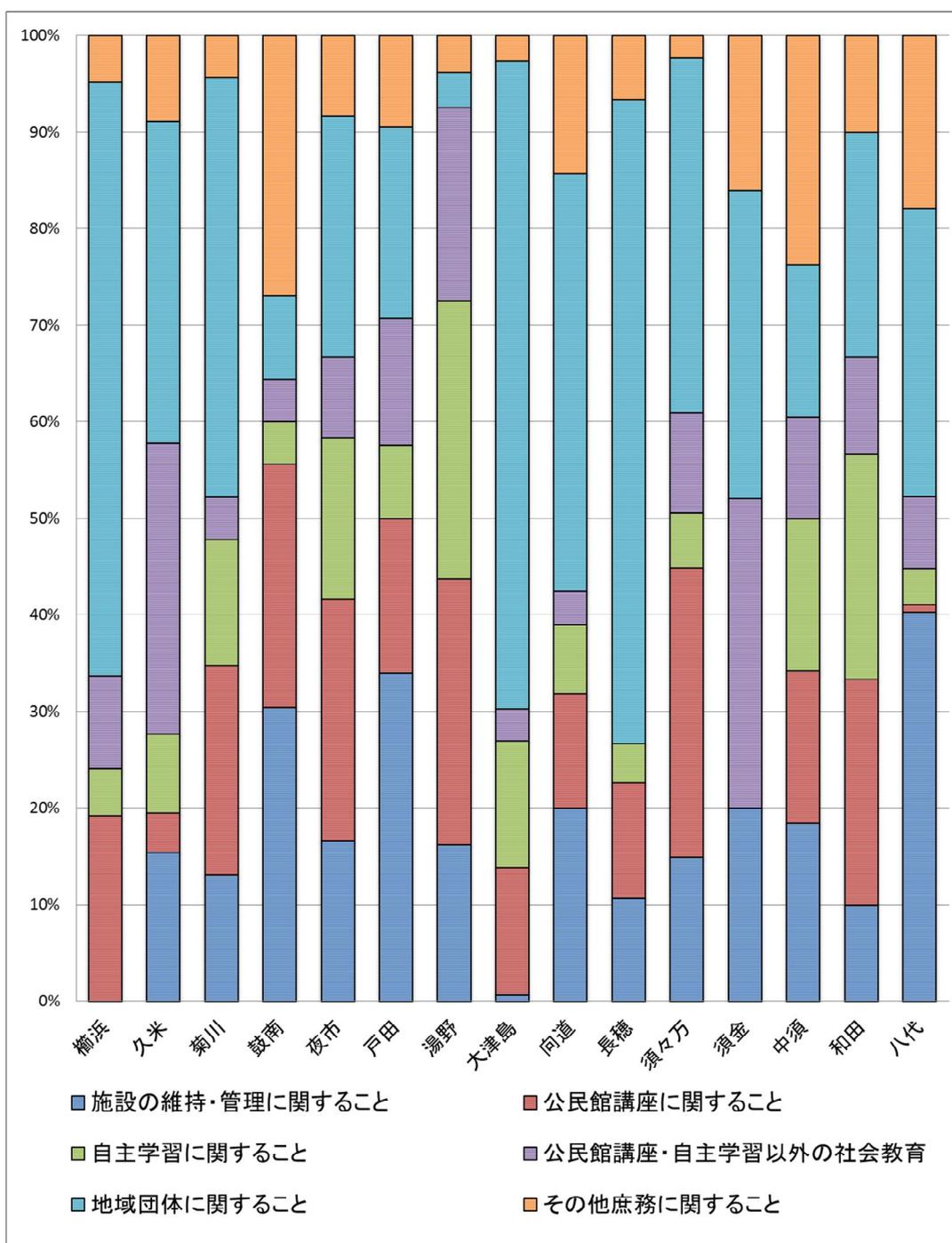


## 【公民館機能】

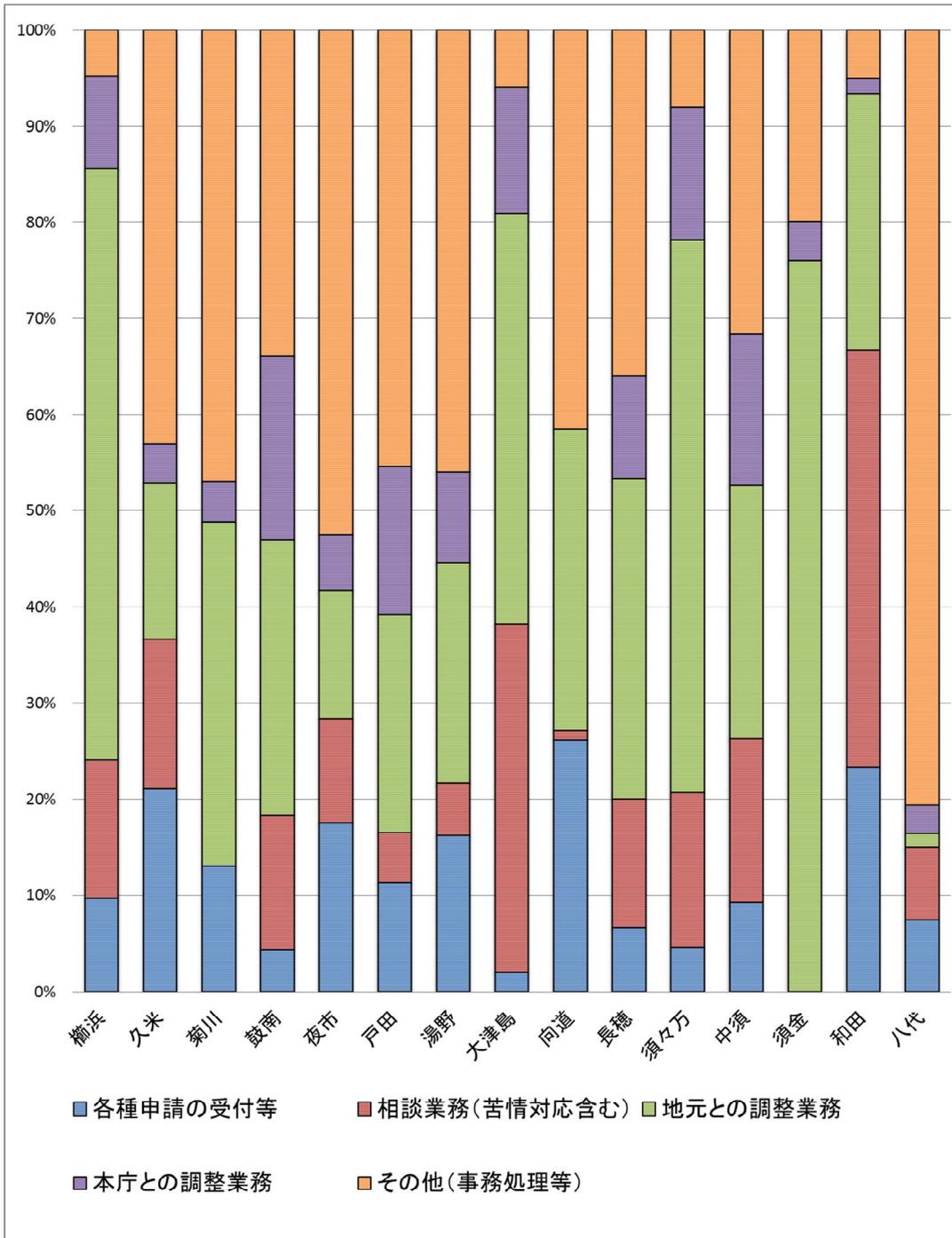
次の**グラフ13**は支所併設公民館における業務の割合を示したものです。多くの公民館では地域の団体に関する業務の割合が大きくなっています。

また、**グラフ14**で示す支所併設公民館での業務に対する対応の内訳からは、「相談業務」や「地元との調整業務」の割合が大きいことが分かり、公民館は住民や地元団体にとって地域活動を行う上で重要な役割を担っていることが読み取れます。

【グラフ13：支所併設公民館における業務の割合（平成26年度）】



【グラフ14：支所併設公民館での業務に対する対応の内訳（平成26年度）】



### 1.3.5 稼働率

次に公民館における会議室等の稼働率について検証しました。

表13は各公民館、公民館類似施設における稼働率をまとめたものです。

【表13：公民館等における貸館の稼働率（平成25年度実績）】

施設名	延床面積	駐車可能台数	建物構造	階数	主要建物 建築年	バリア フリー	貸館の 稼働率
新南陽総合支所	5453 m <sup>2</sup>	48台	RC造	4階	S35	A	-
熊毛総合支所	1522 m <sup>2</sup>	150台	木造・RC造	2階	H13	A	-
鹿野総合支所	3282 m <sup>2</sup>	20台	RC造	3階	S46	D	-
榑浜公民館(榑浜支所)	642 m <sup>2</sup>	15台	RC造	2階	S42	E	26.0%
大島公民館(鼓南支所)	449 m <sup>2</sup>	15台	RC造	2階	S55	D	9.4%
久米公民館(久米支所)	750 m <sup>2</sup>	32台	RC造	2階	S55	D	31.0%
菊川公民館(菊川支所)	685 m <sup>2</sup>	41台	RC造	2階	S47	D	21.5%
夜市公民館(夜市支所)	679 m <sup>2</sup>	28台	RC造	2階	H9	A	33.6%
戸田公民館(戸田支所)	631 m <sup>2</sup>	11台	RC造	2階	S51	D	27.4%
湯野公民館(湯野支所)	787 m <sup>2</sup>	25台	RC造	2階	H14	D	17.6%
大津島支所	150 m <sup>2</sup>	0台	RC造	1階	S52	C	-
(旧)大道理公民館(向道支所)	398 m <sup>2</sup>	50台	RC造	2階	S54	D	10.1%
長穂公民館(長穂支所)	1431 m <sup>2</sup>	15台	RC造	3階	S46	D	3.9%
須々万公民館(須々万支所)	647 m <sup>2</sup>	17台	RC造	2階	S47	D	24.2%
中須公民館(中須支所)	697 m <sup>2</sup>	23台	RC造	2階	H8	B	5.2%
須金支所	157 m <sup>2</sup>	7台	RC造	1階	H7	A	-
和田支所	297 m <sup>2</sup>	10台	RC造	2階	S51	D	-
鶴いこいの里交流センター(八代支所)	2366 m <sup>2</sup>	99台	RC造	2階	H6	A	15.5%
中央公民館	347 m <sup>2</sup>	—	RC造	2階	S41	D	-
大津公民館	243 m <sup>2</sup>	—	RC造	1階	S54	E	4.0%
馬島公民館	336 m <sup>2</sup>	20台	RC造	2階	S48	E	3.7%
菊川公民館富岡分館	170 m <sup>2</sup>	10台	RC造	1階	S51	E	15.1%
菊川公民館加見分館	170 m <sup>2</sup>	6台	RC造	1階	S51	E	22.5%
大向公民館	404 m <sup>2</sup>	20台	RC造	2階	S54	D	4.6%
戸田四郎谷公民館	128 m <sup>2</sup>	—	木造	1階	S33	E	2.7%
今宿公民館	596 m <sup>2</sup>	14台	RC造	2階	S45	D	30.3%
今宿公民館西松原分館	258 m <sup>2</sup>	3台	RC造	1階	S54	E	11.0%
小畑公民館	355 m <sup>2</sup>	8台	S造	2階	H1	E	1.3%
四熊公民館	341 m <sup>2</sup>	16台	RC造	2階	S50	E	7.1%
戸田津木公民館	155 m <sup>2</sup>	5台	木造	1階	S62	E	7.5%
給島公民館	382 m <sup>2</sup>	1台	RC造	3階	S48	E	13.0%
須金公民館	330 m <sup>2</sup>	7台	S造	2階	S40	E	-
岐山公民館	498 m <sup>2</sup>	31台	RC造	2階	S45	B	30.6%
遠石公民館	484 m <sup>2</sup>	20台	RC造	2階	S45	D	19.5%
中央地区公民館	615 m <sup>2</sup>	4台	S造	2階	H4	D	27.6%
周陽公民館	670 m <sup>2</sup>	30台	RC造	2階	S53	B	17.8%
秋月公民館	617 m <sup>2</sup>	17台	RC造	2階	S56	D	25.1%
桜木公民館	581 m <sup>2</sup>	27台	RC造	2階	S57	D	36.2%
福川公民館	605 m <sup>2</sup>	200台	RC造	3階	H2	A	32.5%
和田公民館	528 m <sup>2</sup>	22台	RC造	2階	S45	D	13.4%
熊毛公民館	1285 m <sup>2</sup>	150台	木造・RC造	2階	H13	A	20.0%
高水公民館	688 m <sup>2</sup>	30台	RC造	2階	S56	B	13.2%
大河内公民館	565 m <sup>2</sup>	40台	RC造	2階	S54	B	18.1%
鹿野公民館(ホール)	1732 m <sup>2</sup>	10台	RC造	2階	S41	D	2.3%
高水ふれあいセンター	264 m <sup>2</sup>	30台	S造	1階	H11	D	10.3%
三丘徳修館	726 m <sup>2</sup>	30台	RC造	2階	H2	B	29.5%
勝間ふれあいセンター	1062 m <sup>2</sup>	23台	RC造	2階	H7	A	29.3%
須野河内交流館	134 m <sup>2</sup>	10台	木造	1階	S54	E	2.7%

※稼働率は1日を午前・午後・夜間の3つの時間帯に分け、年間を通じてそれぞれの時間帯の利用の有無について調べたものです。

貸館の稼働率が30%を超える稼働率が高い公民館として、久米公民館、夜市公民館、今宿公民館、岐山公民館、桜木公民館が挙げられ、稼働率が低い施設として、戸田四郎谷公民館、小畑公民館、鹿野公民館、須野河内交流館が挙げられます。

また、公民館と利用形態や使用する対象者が類似している施設の稼働率の平均値は17.0%となっています。

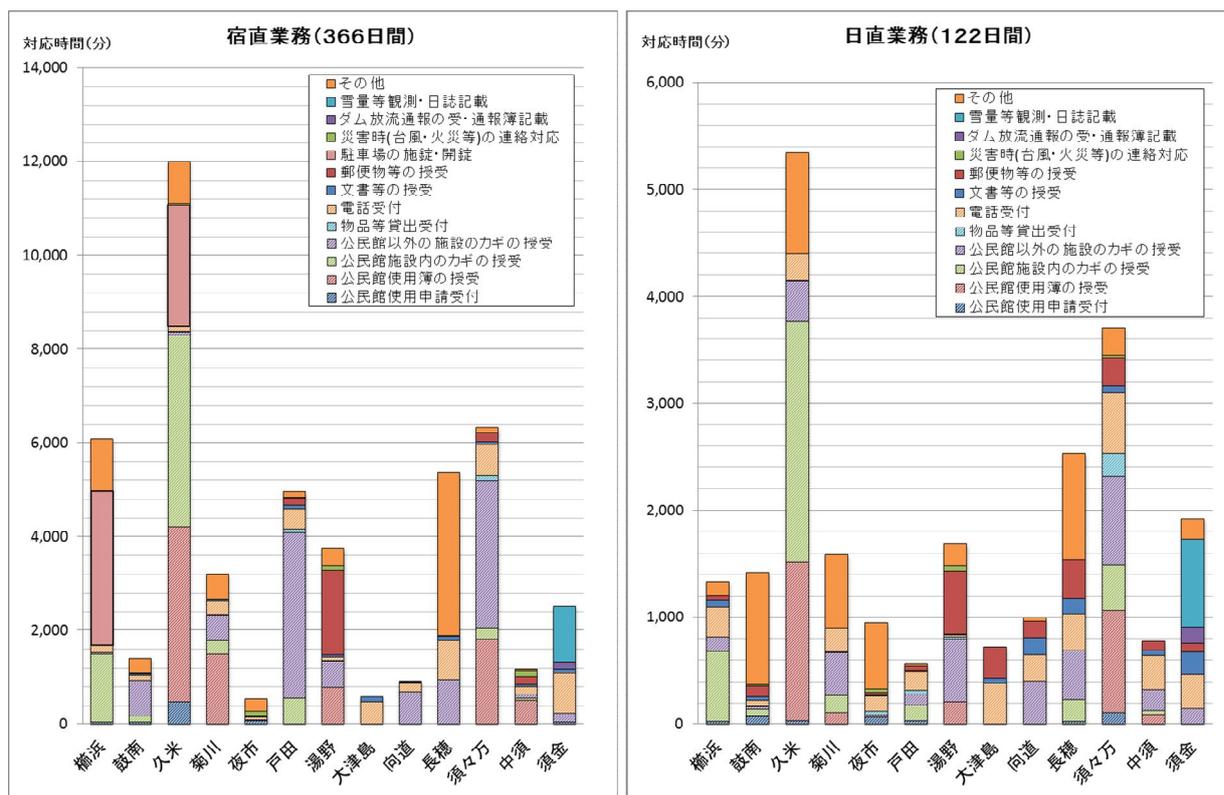
### 1.3.6 宿日直について（支所）

表14、グラフ15は支所の宿日直業務について、平成23年度実績を集計したものです。

【表14：平成23年度 支所の宿日直業務実績（受付件数）】

<宿直:366日>17:15~8:30	櫛浜	鼓南	久米	菊川	夜市	戸田	湯野	大津島	向道	長穂	須々万	中須	須金	計
公民館使用申請受付	4	4	50	1	7	0	0	0	0	1	0	0	4	71
公民館使用簿の授受	0	1	741	298	0	0	159	0	0	0	362	105	0	1,666
公民館施設内のカギの授受	292	26	817	58	0	114	0	1	1	0	49	8	0	1,366
公民館以外の施設のカギの授受	5	154	17	107	3	703	112	1	139	190	630	16	41	2,118
埋葬・火葬・改葬許可書の交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品等貸出受付	0	0	1	2	1	8	1	0	1	0	11	0	0	25
電話受付	34	22	22	60	10	90	16	98	39	164	129	32	169	885
文書等の授受	0	5	0	5	1	16	9	19	3	19	12	10	19	118
郵便物等の授受	0	3	0	2	3	29	361	0	0	4	38	34	1	475
駐車場の施錠・開錠	658	0	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,178
災害時(台風・火災等)の連絡対応	0	1	2	0	8	1	6	0	0	0	1	9	0	28
ダム放流通報の受・通報簿記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
雪量等観測・日誌記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	122
その他	73	20	59	36	18	8	25	0	1	232	8	2	0	482
計	1,066	236	2,229	569	51	969	689	119	184	610	1,240	216	365	8,543
<日直:122日>8:30~17:15	櫛浜	鼓南	久米	菊川	夜市	戸田	湯野	大津島	向道	長穂	須々万	中須	須金	計
公民館使用申請受付	2	7	3	0	6	3	0	0	0	2	11	0	1	35
公民館使用簿の授受	0	1	298	22	3	0	42	0	1	1	191	18	0	577
公民館施設内のカギの授受	132	13	450	32	0	30	0	0	1	42	84	8	0	792
公民館以外の施設のカギの授受	27	5	75	79	1	20	116	0	79	91	167	39	27	726
埋葬・火葬・改葬許可書の交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品等貸出受付	0	1	1	1	4	4	2	1	0	0	21	0	0	35
電話受付	57	10	48	44	29	35	4	75	49	68	113	63	64	659
文書等の授受	12	7	0	0	2	1	2	9	31	29	14	10	42	159
郵便物等の授受	10	19	0	0	5	9	118	58	31	73	51	16	16	406
駐車場の施錠・開錠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害時(台風・火災等)の連絡対応	0	1	0	0	2	0	3	0	0	0	2	0	0	8
ダム放流通報の受・通報簿記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
雪量等観測・日誌記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	82
その他	8	70	63	46	41	1	14	0	2	66	17	0	13	341
計	248	134	938	224	93	103	301	143	194	372	671	154	255	3,830

【グラフ15：平成23年度 支所の宿日直業務実績（対応時間）】



主な業務として、支所に併設している公民館使用簿やカギの授受、電話受付があります。

宿直業務では、久米支所の業務量が最も多く、次に榑浜支所の業務量が多くなっています。業務の内容としては、公民館の貸館業務や公民館以外の施設の力手の授受業務が多くなっています。

日直業務では、久米支所の業務量が多く、次に須々万支所の業務量が多くなっています。業務の内容としては、その他業務や公民館の貸館業務が全体的に多く、支所によっては公民館以外の施設の鍵の授受業務や郵便物等の授受業務が多くなっています。

宿日直業務については、平成26年10月6日に開館した大道理夢求の里交流館（向道支所と大道理公民館機能が移転している。）では、宿直業務を行わないことになりました。

また、現在、建替えを行っている榑浜支所・公民館でも宿直業務の廃止についての検討を行っています。

### 1.3.7 地元団体等への支援

周南市では多くの地域活動が行われており、総合支所・支所・公民館においても、地域の団体と協力し、多くの行事を開催しています。

各支所併設公民館における支所業務・公民館業務と関わりがある主な団体（活動）については次の表15のとおりです。

【表15：支所併設公民館と関わりがある主な団体】

	支所業務に係る団体	公民館業務に係る団体
榑浜	榑浜地区社会福祉協議会、榑浜地区自治会連合会	榑浜地区コミュニティ推進協議会、榑浜体育振興会、榑浜まちづくり協議会
鼓南	鼓南地区社会福祉協議会	
久米	周南市久米土地改良区、久米地区総合運動場運営委員会、久米スポーツ広場運営協議会、滑ため池水利組合、総合型地域スポーツクラブ『くめくめ倶楽部』	コミュニティ、自治会、久米地区社会福祉協議会、福祉員、もやいネット地区ステーション、久米食推協、母推、婦人会、民生委員児童委員協議会、体育振興会
菊川	菊川地区社会福祉協議会、菊川地区まちづくり推進協議会	住みよい菊川をつくる会
夜市	夜市地区自治会連合会、西徳山3地区活性化連絡協議会、夜市地区社会福祉協議会、夜市地区自主防災防犯委員会、夜市地区土地改良事業推進協議会	夜市地区コミュニティ推進協議会、河童応援団
戸田	【事務局】自治会連合会、西徳山総合グラウンド運営委員会 【会計担当】戸田地区社会福祉協議会、コミュニティ推進協議会	民児協、体育振興会、自主防災協議会、盆踊り保存会、灯笼流しの会、こもれびの会
湯野	湯野地区自治会連合会、湯野地区社会福祉協議会、湯野地区土地改良事業推進協議会(周南市湯野土地改良区)、湯野地区コミュニティ協議会	湯野地区コミュニティ協議会、湯野観光協会、地域活性化グループ「tengoo」
大津島	コミュニティ推進協議会 自治体連合会 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 観光協会 交通安全協会 体育振興会 土地改良 大津島保健組合	コミュニティ推進協議会 社会福祉協議会 観光協会 体育振興会 若潮の会
向道	向道地区社会福祉協議会、土地改良推進協議会 自治会・コミュニティ関係	大道理をよくする会・大向コミュニティ・百笑倶楽部関係
長穂	長穂地区自治会連合会、長穂地区社会福祉協議会、周南市長穂土地改良区	住みよい長穂をつくる協議会(地区コミュニティ)、長穂長寿会(老人クラブ)、長穂青年部、長穂夢プラン実行委員会、長穂地区体育振興会
須々万	須々万地区社会福祉協議会、須々万地区福祉員連絡協議会、須々万地区土地改良事業推進協議会、須々万地区盆踊り保存会、須々万地区身体障害者更生会、須々万地区自治会連合会、須々万地区民生委員児童委員協議会	須々万地区まちづくり推進協議会、その他社会教育関係団体等の外部団体(体育振興会、小・中学校の学校運営協議会、大名行列保存会等)
中須	中須をよりよくする会、(中須地区)自治会連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉員協議会、中須土地改良推進協議会、中須遺族会	地域伝統芸能(御田頭祭採山保存会、久保神楽保存会、杖踊り保存会)、中須伝統芸能伝承館運営委員会
須金	地区自治会連合会、地区土地改良協議会、地区社会福祉協議会、福祉員協議会、遺族会、生きがいのある須金をつくる会、地区老人クラブ連合会、和紙振興協議会	平瀬ダム対策協議会
和田	新南陽自治会連合会和田支部の事務局	和田地区社会福祉協議会、和田の里づくり推進協議会、市老連和田クラブの事務局
八代	自治会連合会、ツルを愛する会、鶴保護会、土地改良推進協議会	鶴里コミュニティ協議会、無現塾、地区社協、小学校PTA、各行事実行委員会

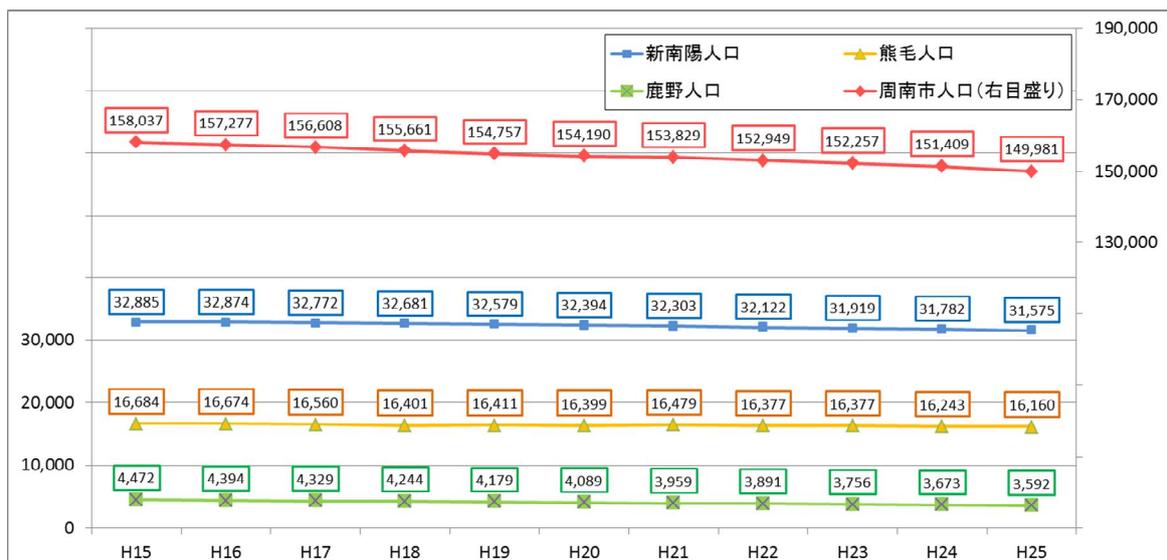
この他に、地域独自の取組みとして、大津島のコミュニティバスの運行や八代の鶴保護（文化財保護）業務、大道理や須金等で進められている地域の夢プランの実現に向けた活動などがあるほか、湯野の温泉や大道理の芝桜、須金の梨やぶどうといった地域の特産等を活かしたイベント等の行事開催にも携わっています。

## 1. 4 人口

ここでは合併後の人口の推移について検証を行いました。

周南市全体では平成15年10月1日時点で158,037人だった人口は、年々減少を続けており、平成25年10月1日時点では149,981人となっています。また、各総合支所管轄地区についても、人口減少が続いています。

【グラフ16：平成15～平成25年における人口の推移（住基人口）】



次に、各年齢層別の人口の動きについて**グラフ17**を用いて検証を行いました。

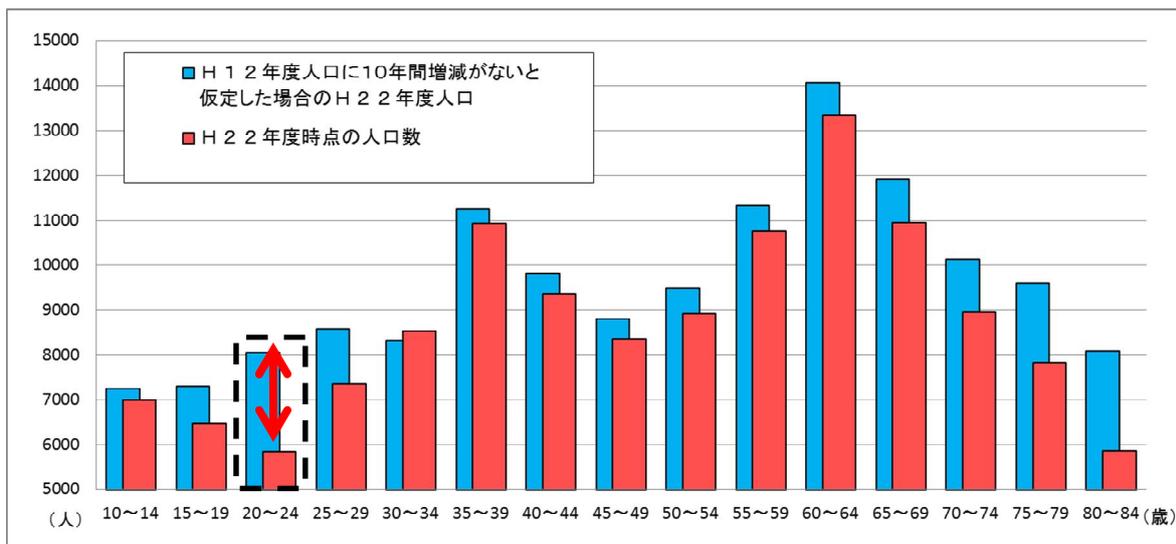
赤色のグラフは、「平成22年度の年齢層別人口」を示したものです。

青色のグラフは、「平成12年度の年齢層別人口に10年間増減がないと仮定した場合の平成22年度人口（仮定値）」です。

赤色と青色のグラフの差が、この10年間の人口の異動（転入や転出による人口の増減）を示しています。

**グラフ17**から、30歳～34歳の年齢層人口は増加し、そのほかの年齢層については減少していることが分かります。特に20歳～24歳の人口が減少しており、これは進学や就職などのライフイベントに伴い、市外への転出される方が多いためと考えられます。

【グラフ17：年齢層別人口の動き（国勢調査結果より）】



次に、各支所管轄地区内の人口について検証を行いました。

近年、区画整理事業や小規模開発による宅地造成が行われた久米地区、櫛ヶ浜地区、菊川地区、夜市地区、戸田地区については、人口がほぼ横ばいとなっています。しかし、その他の地区においては、人口は減少しています。各地区の人口の推移は次の表16のとおりです。

【表16：支所管轄地区内人口（国勢調査結果より）】

	H12		H17		H22		H32 (推計値)		H42 (推計値)	
	人口	100.0%	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%
櫛浜支所	6,010	100.0%	5,792	96.4%	5,690	94.7%	5,361	89.2%	4,869	81.0%
鼓南支所	1,545	100.0%	1,331	86.1%	1,202	77.8%	941	60.9%	674	43.6%
久米支所	9,042	100.0%	8,935	98.8%	8,788	97.2%	7,960	88.0%	6,907	76.4%
菊川支所	7,219	100.0%	7,492	103.8%	7,531	104.3%	7,129	98.8%	6,461	89.5%
夜市支所	2,711	100.0%	2,566	94.7%	2,576	95.0%	2,533	93.4%	2,364	87.2%
戸田支所	3,339	100.0%	3,351	100.4%	3,353	100.4%	3,267	97.8%	3,048	91.3%
湯野支所	2,191	100.0%	2,160	98.6%	2,064	94.2%	1,919	87.6%	1,726	78.8%
大津島支所	536	100.0%	459	85.6%	361	67.4%	200	37.3%	92	17.2%
向道支所	1,096	100.0%	952	86.9%	834	76.1%	627	57.2%	461	42.1%
長穂支所	995	100.0%	907	91.2%	785	78.9%	592	59.5%	419	42.1%
須々万支所	5,191	100.0%	5,295	102.0%	5,030	96.9%	4,487	86.4%	3,816	73.5%
中須支所	1,059	100.0%	939	88.7%	825	77.9%	622	58.7%	439	41.5%
須金支所	656	100.0%	528	80.5%	441	67.2%	290	44.2%	186	28.4%
和田支所	1,847	100.0%	1,744	94.4%	1,584	85.8%	1,299	70.3%	1,025	55.5%
八代支所	934	100.0%	869	93.0%	805	86.2%	665	71.2%	512	54.8%

※H32、H42年人口はコーホート変化率法により本市独自推計（周南市公共施設白書P.41から）

※（%）は平成12年度の人口を基準（100%）とする

周南市においては、今後も人口減少が続くと考えられています。そのため、公共施設全般において、人口に応じた適正な配置や規模について検証し、持続可能なサービスを提供することが重要となってきます。

## 1. 5 総合支所に求められている機能

総合支所は地域の拠点施設であり、総合支所に行けば全ての手続きが出来ると考える市民は多くいますが、総合支所だけでは手続きが完結しない場合もあります。

そこで、実際に市民等から総合支所に寄せられた要望や意見について、代表的なものを表17に示します

【表17：市民等から総合支所に寄せられた要望や意見】

市民等からの要望や意見	
1	総合支所ではパスポートの申請は出来るので、受け取りも出来るようにして欲しい。
2	総合支所で、電子証明書の申請・交付が出来るようにして欲しい。
3	総合支所の税担当で、税・市申告(収入なし)は受付しているが、税・市申告(収入あり)も受けてほしい。
4	税の滞納があり、電話で納税について相談したが、本庁に行くように言われた。総合支所では納税相談を実施してほしい。
5	仕事の都合等で日中に窓口へ行くことが出来ないため、窓口業務の時間延長を行って欲しい。
6	「総合支所ではわからない」、「それは本庁の担当なので・・・」などと言われると、サービスの低下を感じる。

1. 3. 2で述べたように、総合支所だけで処理できない業務の多くは、所管課と電話やFAXで内容の確認を行うことで対応出来ます。しかし、市民から寄せられる意見の多くは、設備的な体制が整っていないため交付が出来ない、または情報が確認出来ないため、その場での対応が出来ない場合となっています。

これらの場合は、設備の整備の費用が多額であるため、費用対効果の観点から総合的に判断を行なう必要があります。

その他の窓口サービスの対応等に対する意見については、現行の組織体制でも総合支所限りで事務処理を完結出来るように、引き続き職務権限規程を見直したり、予算配当の費目を増やすなどの工夫をするとともに、コミュニケーション能力など職員の資質の向上に努めることで改善を図る必要があります。

## 2 出先機関の必要性

本市は2市2町が合併して広大な面積を抱える市として誕生したことで、離島や半島、市街地に中山間地域など多彩な地域特性があります。そのため、住戸の集積状況や、地域ニーズに応じて出先機関を設置しています。

総合支所は地域の拠点であり、地域住民にとって日常生活を営む上で必要となる各種証明書の発行や、申請手続き等のサービスの提供をはじめ、地域活性化や地域における防災対策などの必要不可欠な機能を有しています。

支所は各種証明書発行業務や申請書類等の受付業務などのほか、コミュニティ活動の支援、地域イベントへの協力など、市民生活に密着した業務を行っています。

そのため、それぞれの支所は地域特性に応じた地域独自の役割を担っており、地域活動に欠かすことの出来ない、住民にとって、より親しみのある行政機能を有しています。

公民館は、暮らしに関わりの深い社会教育や学術・文化等に関する各種事業を行うことで、地域住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る重要な場となっています。また、伝統芸能の保存・普及や地域環境の改善等、住民と共に地域の一員として活動を行っており、公民館を中心とした地域コミュニティが形成されています。

出先機関は地域の拠点として、地域づくり推進の中心としての役割を担っているため、出先機関が有する機能や提供している住民サービスについては維持する中で公共施設の再配置に取り組むことが必要です。

### 3 今後の方向性

#### 3. 1 組織や機能について

これまで、総合支所・支所・公民館についてのハード面・ソフト面について、整理してきました。

ここでは、これらの現状を踏まえて、今後の出先機関の方向性についてプロジェクトチームで検討した結果を示します。

なお、鹿野公民館は、現状公民館機能としての使用は無く、ホールの使用があるだけとなっていることから、出先機関としての検討対象外とし、同等の施設利用となる教育文化施設と合わせて再配置計画で検討します。

- ◆ 総合支所・支所で行われているサービスについては、現状のサービス水準は維持しつつも、業務手法の様々な工夫や見直し、職員の育成を図ることにより、更なるサービスの向上を目指す。
- ◆ 総合支所については、地域住民の意見や考えを積極的に収集し、地域づくりに活かす仕組みや、災害時に市民の安全を守るため、迅速な判断・対応が出来る組織体制について、随時、見直しを検討する。
- ◆ 公共施設等の再配置では、施設の多目的化や複合化等について、地域の実情に詳しい総合支所や支所との調整を十分に行うなど、全庁一体となって、施設利用者である地域住民との協議が出来る体制の構築について検討する。  
また、支所については、合併後10年が経過しても、各支所間で業務内容に差があるため、その内容の整理・検討を行い、各支所の間での業務統一を目指す。
- ◆ 本庁舎の建設に伴い、河川港湾課・道路課が新南陽総合支所から新庁舎に統合される予定であり、それまでに新南陽地区・徳山地区のインフラ維持管理機能等についての、最も効率的なサービスの提供が出来る体制の構築について検討する。

- ◆ 現在、公民館の運営については、4ページ「表3：公民館の運営形態」に示すように、公民館により形態が異なる。これから求められる地域課題の解決に向けた活動を展開するために、地域に密着した運営が必要となるが、全市画一的に地域の参画による公民館を導入するのではなく、地域の特性を生かし、それぞれの地域の活動の活性化につながる形態となるよう検討を進める。
  
- ◆ マイナンバー制度の導入や、ICTを活用したコンビニエンスストアでの諸証明書等の発行を出来るようにすれば、本庁、総合支所、支所での諸証明書発行件数が大幅に減少することが考えられる。このような、業務量の変化への対応など、常に組織人員配置の見直しを行う必要がある。
  
- ◆ 宿日直についても、大道理夢求の里交流館では宿直業務を行わないこととしたように、市民サービスの維持を念頭におき、費用対効果の観点から運営体制について、検討する。

## 3. 2 施設について

### 3. 2. 1 総合支所・支所・公民館の建物の方向性

現在、公共施設再配置計画を策定するために、策定支援業務を委託しています。委託業務を通じて、施設分類別の属性の傾向を整理した資料について、市でもワーキンググループを設置し、その妥当性や施設の方向性が検討されました。

その結果は次のとおりです。

#### 【総合支所・支所】

- ◆ 総合支所及び支所は、出先機関として市町の区域における総合的な行政サービスを担う地域の拠点であるため、行われている機能や、提供されている住民サービスは維持していくことを基本とする。
- ◆ 総合支所及び支所のうち、建築から30年以上経過し、建物が老朽化している施設は、建物の大規模改修や建替えの際に周辺施設との複合化について検討する。
- ◆ 総合支所及び支所のうち、建築からの経過年数が30年未満と比較的新しく、大規模（延べ床面積が600㎡以上の施設）な施設は、更新の際に周辺施設との多目的化についても検討する。

#### 【公民館】

- ◆ 公民館は、施設数も多く、老朽化し、耐震性能もない施設が多いことから、計画的に整備を図り、同時に予防保全による長寿命化を進める。その際、稼働率が低い施設については、複合化について検討する。
- ◆ 建築からの経過年数が30年未満と比較的新しく、大規模（延床面積600㎡以上の施設）で、利用状況からスペースに余裕がある施設については、多目的化を検討します。

※複合化とは：施設分類が異なる施設同士を1つの建物に集めることで、それぞれの施設で重複していた機能やスペースを削減し、コストダウンを図りつつ、利用者の利便性の向上を図ることです。  
※多目的化とは：施設が比較的新しく、スペースに余裕がある場合に、古い他施設の機能を取り入れることで、複数の機能を持つ施設とし、利便性の向上を図ることです。

### 3.2.2 優先的に検討すべき施設の抽出

#### 【総合支所】

総合支所のうち、新南陽総合支所は、本年度に庁舎整備基本構想の、鹿野総合支所は、本年度に庁舎整備基本方針の策定を進めており、出先機関の中でも優先的に再配置の検討が行なわれています。

従って、ここでは支所・公民館等について検討をすることとしました。

#### 【支所・公民館等】

公民館等については、各施設の状況を、建物性能や施設の利用状況、コスト面から把握し、**建物の方向性**と**サービスの方向性**の2つの方向性を基準として優先的に検討すべき施設を抽出しました。

また、ここで抽出された施設については、3.2.1で示された再配置の方向性と整合性を図りました。

※支所は、ほとんどの施設が公民館と併設となっていることから、公民館等の検証を通じて、優先的に検討すべき施設の抽出を行いました。

#### (1) 【建物の方向性】

建物の方向性は、「既存の建物を今後も現状のままサービスの提供に利用できるか」という視点から次の2つの指標を基に整理します。

建物については、利用者の安全性を確保するため、建物の安全性を1つ目の指標とし、「建築後経過年数」と「耐震性（I s 値）」から整理します。

また、2つ目の指標として、その建物が実際にどの程度利用されているのかを「施設の稼働率」で整理し、利用形態や使用する対象者が類似している施設の平均値を算出し、その平均値（17.0%）を閾値とします。

これら2つの指標から、建物の方向性を整理します。

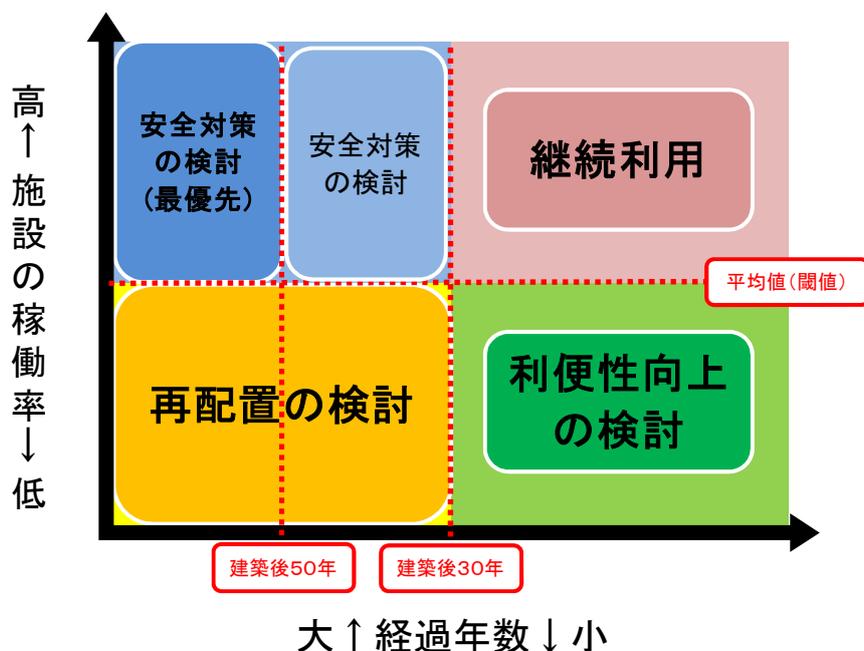
※ 耐震性（I s 値）の判断については、原則耐震第二次診断の数値としますが、第一次診断の結果で耐震性能を十分に有する場合は、第一次診断の結果を採用します。

また、第二次診断が完了するまでは、暫定的に第一次診断結果を採用しますが、第二次診断を実施した際には、その診断結果を基に改めて優先的に検討すべき施設の抽出を行うこととします。

## (ア) 建物の方向性（建築後経過年数）

図1は、「建築後経過年数」と「施設の稼働率」で整理をする場合のイメージ図です。それぞれの枠内の説明は次の(i)～(iv)とおります。

【図1：建物の方向性（建築後経過年数）の整理（イメージ図）】



※一般的に建築後30年を経過した建物は、大規模改修を実施する必要があります。  
※日本建築学会では、建物の標準的な耐用年数を60年としています。建築後50年を経過した建物については、大規模改修を実施しても残存年数が少なく、費用対効果が低いため、建て替えの方向性で再配置の検討を行うこととします。

### (i) 安全対策の検討（図1）

「安全対策の検討（最優先）」に分布した施設は、稼働率が高く、建物が建築後50年を経過し老朽化していることから、最優先で建物の更新を検討する施設対象とします。更新の手法として、建替えや他の施設への移転による複合化が考えられます。

「安全対策の検討」に分布した施設は、稼働率が高く、建物が建築後30年を経過し老朽化していることから、建物の大規模改修により施設の長寿命化を図る必要があります。

### (ii) 再配置の検討（図1）

「再配置の検討」に分布した施設は、稼働率が低く、建物が建築後30年を経

過し老朽化していることから、建物の大規模改修や更新の際に、他の施設との多目的化や複合化で、施設利用者の安全性の確保をしつつ利便性の向上を図ることを目指します。

また、「再配置の検討」に分布した施設については、優先的に検討を行う施設対象とします。

### (iii) 利便性向上の検討 (図1)

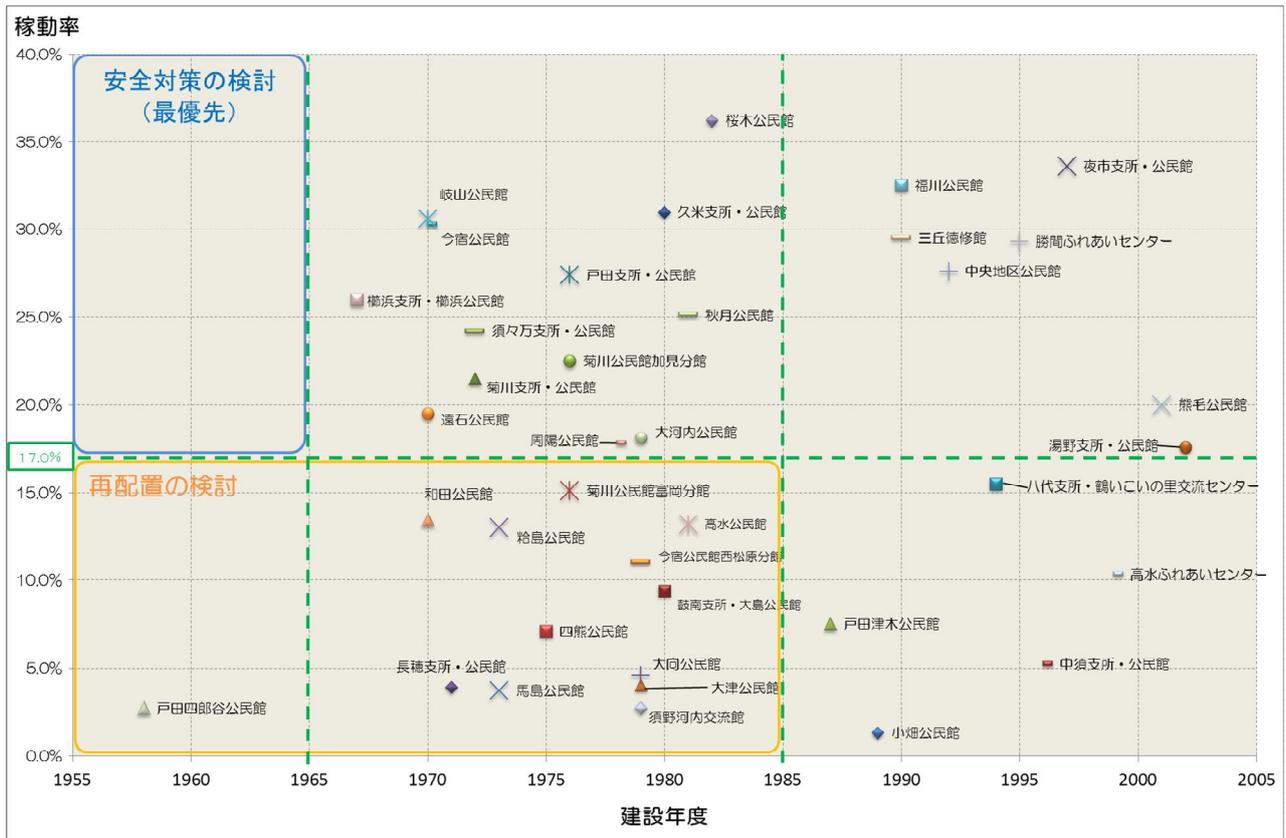
「利便性向上の検討」に分布した施設は、稼働率が低いが、建物は比較的新しいことから、サービス提供の手法について検討し、施設利用者の利便性の向上を目指します。

### (iv) 継続利用 (図1)

「継続利用」に分布した施設は、稼働率が高く、建物も比較的新しいことから、施設の利便性は確保しつつ、建物の予防保全を実施し、建物の長寿命化を図ることを目指します。

実際に「建築後経過年数」と「施設の稼働率」から、建物の方向性を整理したものを**グラフ18**に示します。

【グラフ 18：公民館等建物の方向性（建設年と稼働率）】

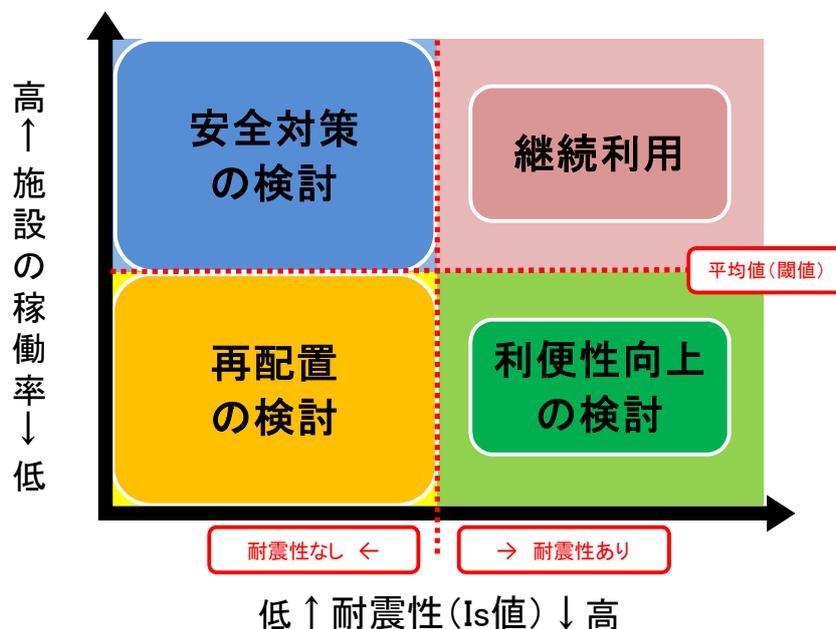


グラフ 18 から、安全対策の検討（最優先）に該当する施設はなく、再配置の検討に該当する施設が 13 施設となりました。

## (イ) 建物の方向性 (耐震性)

図2は、「耐震性」と「施設の稼働率」で整理をする場合のイメージ図です。それぞれの枠内の説明は次の(i)～(iv)とおります。

【図2：建物の方向性 (耐震性) の整理 (イメージ図)】



### (i) 安全対策の検討 (図2)

「安全対策の検討」に分布した施設は、稼働率が高く、建物の耐震性能が現行の建築基準を満たしていないことから、最優先で建物の耐震性の確保を検討する施設対象とします。耐震性確保の手法として、耐震改修や建替え、他の施設への移転による複合化が考えられます。

### (ii) 再配置の検討 (図2)

「再配置の検討」に分布した施設は、稼働率が低く、建物の耐震性能が現行の建築基準を満たしていないことから、建物の耐震改修や更新を検討する際に、他の施設との多目的化や複合化で、施設利用者の安全性の確保をしつつ利便性の向上を図ることを目指します。

また、「再配置の検討」に分布した施設については、優先的に検討する施設対象とします。

### (iii) 利便性向上の検討 (図2)

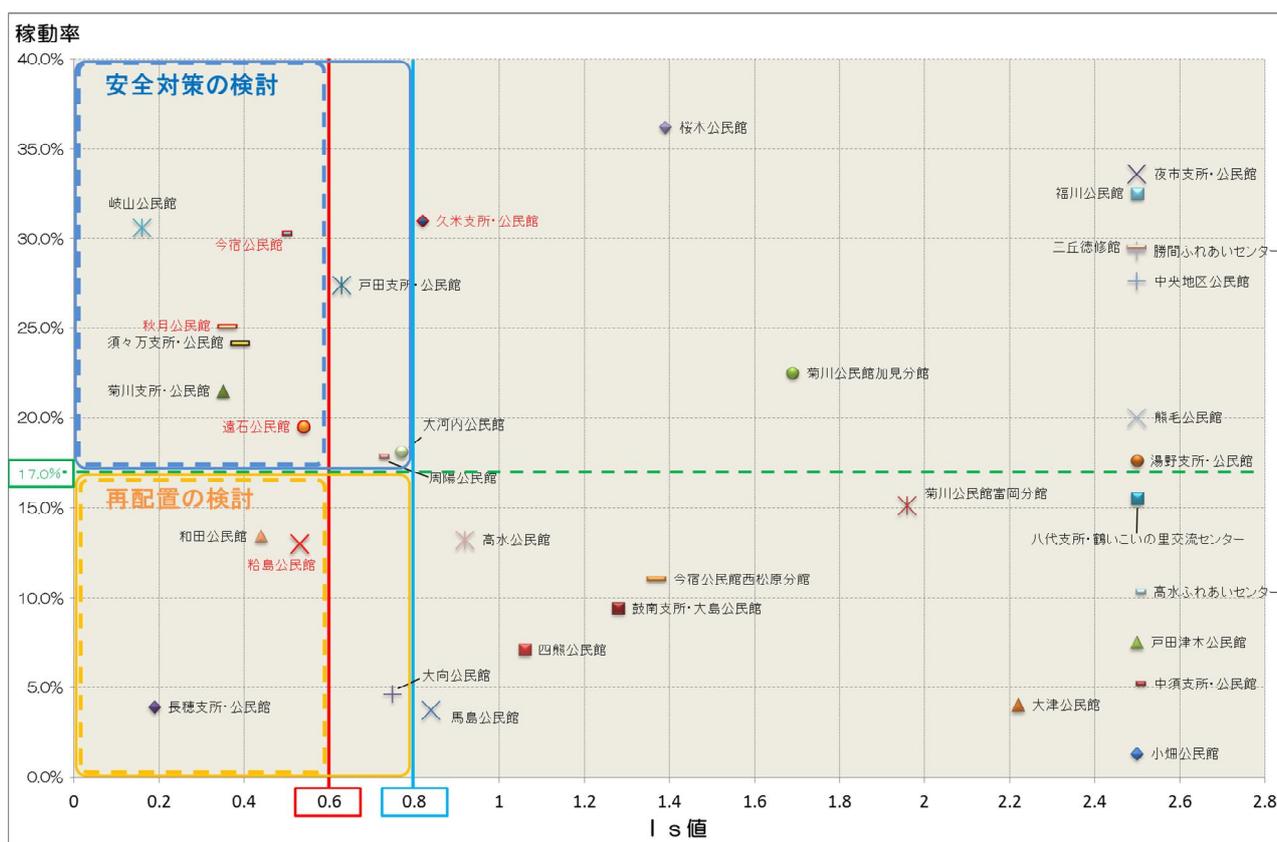
「利便性向上の検討」に分布した施設は、稼働率が低いが、建物の耐震性能は現行の建築基準を満たしていることから、サービス提供の手法について検討し、施設利用者の利便性の向上を目指します。

### (iv) 継続利用 (図2)

「継続利用」に分布した施設は、稼働率が高く、建物の耐震性能も現行の建築基準を満たしていることから、施設の利便性は確保しつつ、建物の予防保全を実施し、建物の長寿命化を図ることを目指します。

実際に「耐震性」と「施設の稼働率」から、建物の方向性を整理したものをグラフ19に示します。

【グラフ19：公民館等建物の方向性（耐震性と稼働率）】



※【青線】耐震第一次診断：Is 値 $\geq$ 0.8で耐震性あり  
 ※【赤線】耐震第二次診断：Is 値 $\geq$ 0.6で耐震性あり (該当施設を赤字記載)

グラフ19から、「安全対策の検討」に該当する施設は、今宿公民館、遠石公民館、秋月公民館、須々万公民館のほか5施設です。

また、「再配置の検討」に該当する施設は、裕島公民館のほか3施設です。

## (2) 【サービスの方向性】

サービスの方向性は、「既存の公民館機能を現状のまま継続させることが妥当か」という視点から整理をすることとし、具体的には次の2つの指標から整理します。

サービスを提供するにあたっては、施設の運営コストを出来るだけ効率化させる必要があるため、1つ目の指標として、公共施設を保持するために必要となる費用の合計である人件費を含めた管理運営コストを用いて整理し、利用形態や使用する対象者が類似している施設から算出した人件費を含めた管理運営コストの平均値（15.3千円/m<sup>2</sup>）を閾値とします。

また、2つ目の指標として、提供するサービスがどの程度利用されているのかを「施設の稼働率」で整理し、利用形態や使用する対象者が類似している施設から算出した平均値（17.0%）を閾値とします。

この2つの指標から、施設の状況を図3で示すようにグラフ化して整理します。

【図3：サービスの方向性の整理（イメージ図）】

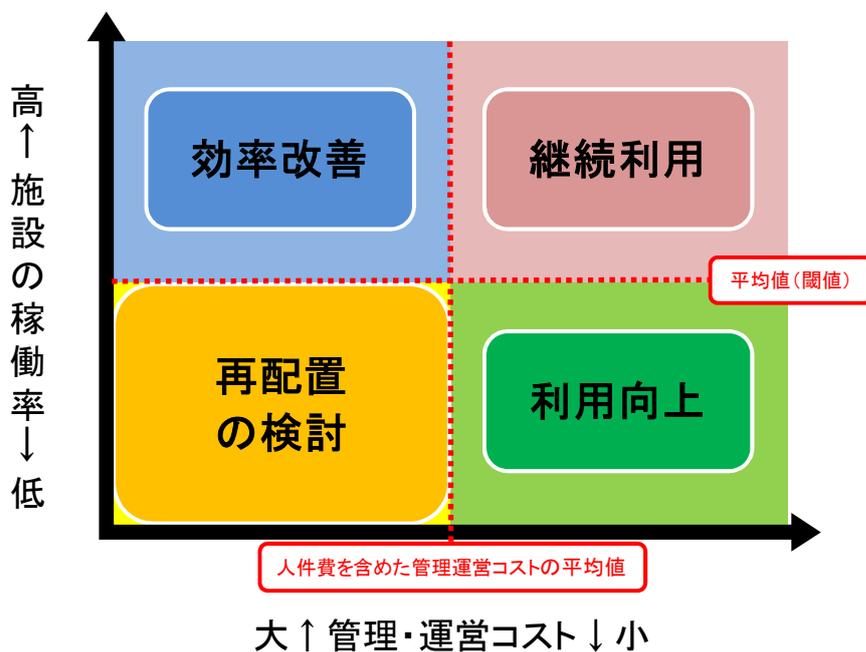


図3は、「人件費を含めた管理運営コスト」と「施設の稼働率」で整理をする場合のイメージ図です。それぞれの枠内の説明は次のとおりです。

### (i) 再配置の検討（図3）

「再配置の検討」に分布した施設は、稼働率が低く、施設の単位床面積あたり

の人件費を含めた管理運営コストが高いことから、建物の大規模改修や更新を検討する際に、他の施設との多目的化や複合化で、施設の管理運営コストの削減（効率化）をしつつ、利便性の向上を図ることを目指します。

また、「再配置の検討」に分布した施設については、優先的に検討する施設対象とします。

#### （ii） 効率改善（図3）

「効率改善」に分布した施設は、稼働率が高く、施設の単位床面積あたりの人件費を含めた管理運営コストが高いことから、建物の大規模改修や更新を検討する際に、提供するサービスの利便性は確保しつつ、他の施設との多目的化や複合化で、施設の管理運営コストの削減（効率化）を図ることを目指します。

#### （iii） 利用向上（図3）

「利用向上」に分布した施設は、稼働率が低いが、施設の単位床面積あたりの人件費を含めた管理運営コストが低いことから、サービス提供の手法について検討し、施設利用者の利便性の向上を目指します。

#### （iv） 継続利用（図3）

「継続利用」に分布した施設は、稼働率が高く施設の単位床面積あたりの人件費を含めた管理運営コストも低いことから、施設の利便性は確保しつつ、建物の予防保全を実施し、建物の長寿命化を図ることを目指します。

実際に「人件費を含めた管理運営コスト」と「施設の稼働率」から、建物の方向性を整理したものを**グラフ20**に示します。



【優先的に再配置について検討すべき施設の抽出】

これまで整理をしてきた「建物の方向性」と「サービスの方向性」の結果から、ここでは優先的に再配置について検討すべき施設の抽出を行います。

具体的には図4に示す方法で施設毎に分類を行うこととし、結果を表18に示します。

【図4：公民館等の優先分類分け】

優先度	総合評価の結果	評価項目
	◎ (優先度高)	建物の方向性で「安全対策の検討」に1つでも該当した施設
		建物の方向性、サービスの方向性の全てで「再配置の検討」に分類された施設
	○	建物の方向性で、建築経過年数・耐震性のどちらか1つと、サービスの方向性で「再配置の検討」に分類された施設
	△	建物の方向性で、建築経過年数・耐震性のどちらか1つが「再配置の検討」に分類された施設
	▲ (優先度低)	サービスの方向性のみが「再配置の検討」に分類された施設
低		

【表18：公民館等の優先分類分け】

施設名	具体的計画	【再配置の検討】 (優先的に検討する施設対象)			【安全対策の検討】 (最優先に検討する施設対象)		総合評価
		建物の方向性		サービスの方向性	建物の方向性		
		経過年数	耐震性		経過年数	耐震性	
戸田支所・戸田公民館						○	◎
菊川支所・菊川公民館						○	◎
大向公民館		○	○	○			◎
今宿公民館						○	◎
須々万支所・須々万公民館						○	◎
岐山公民館						○	◎
遠石公民館						○	◎
周陽公民館						○	◎
秋月公民館						○	◎
和田公民館		○	○	○			◎
大河内公民館						○	◎
大津公民館		○		○			○
鼓南支所・大島公民館		○		○			○
馬島公民館		○					△
戸田四郎谷公民館		○					△
菊川公民館富岡分館		○					△
今宿公民館西松原分館		○					△
四熊公民館		○					△
粕島公民館		○	○				△
長穂支所・長穂公民館		○	○				△
高水公民館		○					△
須野河内交流館		○					△
中須支所・中須公民館				○			▲
高水ふれあいセンター				○			▲
中央公民館							
戸田津木公民館							
菊川公民館加見分館							
夜市支所・夜市公民館							
湯野支所・湯野公民館							
榑浜支所・榑浜公民館	○	新しく榑浜支所・榑浜公民館を建設中					
(旧)向道支所・大道理公民館	○	平成26年度中の解体					
久米支所・久米公民館							
小畑公民館							
須金公民館							
中央地区公民館							
桜木公民館							
福川公民館							
熊毛公民館							
三丘徳修館							
勝間ふれあいセンター							
八代支所・鶴いこいの里交流センター							
向道支所・大道理夢求の里交流館		稼働率、人件費を含めた管理運営コストの実績がないため、検討対象外					

※今後の具体的な計画がある施設については、評価の対象外とする

図4に従い、施設の優先分類を行った結果、総合評価が「◎」となる施設は11施設、「○」となる施設が2施設、「△」となる施設が9施設、「▲」となる施設が2施設となりました。

公民館等の再配置については、総合評価が「◎」となった施設を最優先的に検討することとします。

ただし、長穂公民館については、公民館機能と支所機能を一体として施設が利用されているとともに、施設が土砂災害特別警戒区域に立地しているため、これ

を加味して最優先で再配置の検討を行うこととし、最終的に公民館等の優先分類分けは表19のとおりとします。

【表19：公民館等の優先分類分け（最終）】

施設名	具体的計画	【再配置の検討】 (優先的に検討する施設対象)			【安全対策の検討】 (最優先に検討する施設対象)		総合評価
		建物の方向性		サービスの方向性	建物の方向性		
		経過年数	耐震性		経過年数	耐震性	
戸田支所・戸田公民館						○	◎
菊川支所・菊川公民館						○	◎
大向公民館		○	○	○			◎
今宿公民館						○	◎
須々万支所・須々万公民館						○	◎
長穂支所・長穂公民館		○	○				△⇒◎
岐山公民館						○	◎
遠石公民館						○	◎
周陽公民館						○	◎
秋月公民館						○	◎
和田公民館		○	○	○			◎
大河内公民館						○	◎
大津公民館		○		○			○
鼓南支所・大島公民館		○		○			○
馬島公民館		○					△
戸田四郎谷公民館		○					△
菊川公民館富岡分館		○					△
今宿公民館西松原分館		○					△
四熊公民館		○					△
粕島公民館		○	○				△
高水公民館		○					△
須野河内交流館		○					△
中須支所・中須公民館				○			▲
高水ふれあいセンター				○			▲
中央公民館							
戸田津木公民館							
菊川公民館加見分館							
夜市支所・夜市公民館							
湯野支所・湯野公民館							
榑浜支所・榑浜公民館	○	新しく榑浜支所・榑浜公民館を建設中					
(旧)向道支所・大道理公民館	○	平成26年度中の解体					
久米支所・久米公民館							
小畑公民館							
須金公民館							
中央地区公民館							
桜木公民館							
福川公民館							
熊毛公民館							
三丘徳修館							
勝間ふれあいセンター							
八代支所・鶴いこいの里交流センター							
向道支所・大道理夢求の里交流館		稼働率、人件費を含めた管理運営コストの実績がないため、検討対象外					

◎：12施設、○：2施設、△：8施設、▲：2施設

### 3.2.3 支所・公民館等整備の優先順位付け

ここでは、3.2.2で行った優先的に検討すべき施設の総合評価を踏まえて、支所・公民館等整備の優先順位の設定について安全確保と施設の老朽化対策の視点から、改めて検討を行ないました。

具体的には、大規模改修や建物の更新などの「大規模な施設の整備」が必要となるかどうかの目安である建築経過年数が30年以上の施設と30年未満の施設にグループを分けました。

また、建築経過年数が30年以上の施設の中には「耐震性がある施設」と「耐震性がない施設」があるため、耐震性の有無でさらにグループ分けを行いました。

グループ分けは次の3グループになります。

- ◆グループ1：建築経過年数が30年以上、かつ耐震性がない施設
- ◆グループ2：建築経過年数が30年以上、かつ耐震性がある施設
- ◆グループ3：建築経過年数が30年未満の施設

※優先度は【グループ1＞グループ2＞グループ3】とします。

施設一覧を表21で表します。

【表 2 1 : 支所・公民館等のグループ分け】

グループ	優先的に 抽出結果 施設の 検討	土砂災害	支所併設	施設名	主要 建築物 建築年	経過 年数	耐震診断			
							一次診断 (Is値) 基準値0.8	二次診断 (Is値) 基準値0.6 (予定年度)	結果	
1	◎	特別	併設	長穂支所・長穂公民館	S46	43年	0.19	実施しない	耐震性なし	
1	◎	特別		和田支所	S51	38年	0.25	未定	耐震性なし	
1	◎	警戒		和田公民館	S45	44年	0.44	H28	耐震性なし	
1	◎	警戒	併設	戸田支所・戸田公民館	S51	38年	0.63	H27	耐震性なし	
1	◎	警戒	併設	菊川支所・菊川公民館	S47	42年	0.35	H26	耐震性なし	
1	◎	警戒		大向公民館	S54	35年	0.75	H28	耐震性なし	
1	◎			今宿公民館	S45	44年	0.5	0.49	耐震性なし	
1	◎		併設	須々万支所・須々万公民館	S47	42年	0.39	H26	耐震性なし	
1	◎			岐山公民館	S45	44年	0.16	H26	耐震性なし	
1	◎			遠石公民館	S45	44年	0.26	0.54	耐震性なし	
1	◎			周陽公民館	S53	36年	0.72	H27	耐震性なし	
1	◎			秋月公民館	S56	33年	0.56	0.36	耐震性なし	
1	◎			大河内公民館	S54	35年	0.77	H27	耐震性なし	
1	△			給島公民館	S48	41年	0.36	0.53	耐震性なし	
2	○			大津公民館	S54	35年	2.22	不要	耐震性あり	
2	○		併設	鼓南支所・大島公民館	S55	34年	1.28	不要	耐震性あり	
2	△			馬島公民館	S48	41年	0.84	不要	耐震性あり	
2	△	警戒		戸田四郎谷公民館	S33	56年		対象外		
2	△	警戒		菊川公民館富岡分館	S51	38年	1.96	不要	耐震性あり	
2	△			今宿公民館西松原分館	S54	35年	1.37	不要	耐震性あり	
2	△			四熊公民館	S50	39年	1.06	不要	耐震性あり	
2	△			高水公民館	S56	33年	0.92	不要	耐震性あり	
2	△	特別		須野河内交流館	S54	35年		対象外		
2				菊川公民館加見分館	S51	38年	1.69	不要	耐震性あり	
2			併設	久米支所・久米公民館	S55	34年	0.39	0.82	耐震性あり	
2				桜木公民館	S57	32年	1.39	不要	耐震性あり	
2		警戒		大津島支所	S52	37年	0.89	不要	耐震性あり	
3	▲		併設	中須支所・中須公民館	H8	18年		新耐震		
3	▲			高水ふれあいセンター	H11	15年		新耐震		
3		特別		戸田津木公民館	S62	27年		新耐震		
3			併設	夜市支所・夜市公民館	H9	17年		新耐震		
3			併設	湯野支所・湯野公民館	H14	12年		新耐震		
3		特別		小畑公民館	H1	25年		新耐震		
3				中央地区公民館	H4	22年		新耐震		
3				福川公民館	H2	24年		新耐震		
3				熊毛公民館	H13	13年		新耐震		
3				三丘徳修館	H2	24年		新耐震		
3				勝間ふれあいセンター	H7	19年		新耐震		
3			併設	八代支所・鶴こいの里交流センター	H6	20年		新耐震		
3				須金支所	H7	19年		新耐震		
3				向道支所・大道理夢求の里交流館	S60	29年		新耐震		
方向性が 決定している施設 (解体・建替え・機能移転)					中央公民館	S41	48年		対象外(解体)	
				併設	榑浜支所・榑浜公民館	S42	47年		対象外(建替え)	
				併設	(旧)向道支所・大道理公民館	S54	35年		対象外(解体)	
					須金公民館	S40	49年		対象外(未使用)	

その結果、整備の優先順位は3.2.2で抽出した優先的に検討すべき施設の総合評価とほぼ同じとなることから、整備の優先順位については、この考え方を基本としました。

次にグループ1内の優先順位付けについて検討した結果、長穂支所併設公民館、和田支所（和田公民館）については、公民館機能と支所機能を一体として施設が利用されているうえ、施設の立地が土砂災害特別警戒区域に立地しているため、最優先に整備を行うべき施設としました。

これらの2施設については、今後5年間を目途に再配置の手法を含めて検討に着手することとしました。

なお、櫛浜支所併設公民館は、現在建物を新しく建替えをしているため、継続して整備を進めます。

また、その他の『グループ1かつ「3.2.2」での総合評価が「◎」となる施設』については、耐震第二次診断の結果次第では整備手法やグループが変更となる場合があることから、全ての施設の耐震第二次診断が完了する平成28年度以降に、改めて検討します。

この場合、各グループの中での優先順位については、耐震診断結果のほか、次の6項目によるものとします。

- ◆ 施設分類別方向性の検討結果
- ◆ 建物の老朽度
- ◆ 土砂災害特別警戒区域または土砂災害警戒区域
- ◆ 支所併設館
- ◆ 施設の稼働率
- ◆ 施設へのアクセス困難度

### 3.2.4 整備時期

次に整備時期について、安全性の確認や建物の長寿命化、財政負担などの視点から検討しました。

その結果は次のとおりです。

- ◆ 3.2.3で述べたグループ1に分類された施設のうち、長穂支所・公民館、和田支所（和田公民館）のほか、平成28年度以降に改めて行う優先順位付けから、もう1施設を加えた計3施設については、今後5年間を目途に、また、グループ1に分類された他の施設については、その後の10年間を目途に整備の検討に着手する。
  
- ◆ グループ2に分類された施設については、建物の耐震性はあるが、建築経過年数が30年以上で老朽化が進んでいることから、今後も施設を安心・安全に使用するために、順次大規模改修を実施する。
  
- ◆ グループ3に分類する施設については、建物の耐震性があり、建築経過年数も30年未満と比較的新しい建物のため、日常の点検や診断を行うなどして計画的な予防保全に努め、建物の長寿命化を図る。

※施設整備の時期については、大規模改修や更新の時期に併せて行うことを原則とします。しかし、多目的化や複合化の対象となる他施設の大規模改修や更新の時期によっては、予定が前後する場合があります。

### 3.2.5 整備の基本的考え方

次に、出先機関の整備の基本的考え方について検討を行ない、その結果について次のとおり整理しました。

- ◆ 公民館等は災害時の避難所となることが想定されていることから、地震災害時にも避難所として活用できるように、十分な耐震性能を確保する。
- ◆ 土砂災害特別警戒区域への立地の解消に努める。
- ◆ 周辺の公共施設の状況を把握し、集約化に努める。
- ◆ 新たな施設への建替えを検討する場合は、地域の人口規模や動向、施設の利用状況や利用方法を考慮し、必要な機能を確保しつつ、必要最小限な延床面積とする。
- ◆ 新たな施設への建替えを検討する場合は、維持管理が容易で、社会情勢の変化に対応出来るような可変性を有する躯体構造・設計とする。

### 3.2.6 整備手法

基本的な整備手法は次の3項目があります。

- ◆大規模改修工事
- ◆他施設へのサービス機能の移転
- ◆建替え

この整備手法と「整備の基本的考え方」を踏まえ、出先機関の整備手法の検討手順について次のとおり整理しました。

- ① 建物の大規模改修工事により、建物性能の確保に十分な費用対効果が得られる場合は、「大規模改修工事」及び、「大規模改修工事に併せて他施設のサービス機能を取り込む複合化」について検討します。
  - ② 「サービス機能を他の施設へ機能移転させることによる他施設との複合化」を検討します。
  - ③ 既存施設の活用や他施設への機能移転よりも費用対効果が得られる場合には、「建替えによる複合化」を検討します。
- ①～③のうち、現状のサービス水準は維持しつつ、長期的視点での費用対効果が最も高い整備手法で整備を行います。

また、施設の利用実態が自治会集会所と同等であると判断される施設や、今後

自治会集会所と同等になると予測される施設については、当該施設の大規模改修や更新に合わせて、地元への譲渡も検討することとします。

譲渡の検討の際には、施設の大規模改修・更新や将来に建物を解体する際の費用負担など課題を整理し、地元住民と十分な協議を行い進めることが大切です。

## おわりに

出先機関再配置プロジェクトチームでは、平成24年11月の設置以来、6回の全体会議と4回のグループ会議を開催し、総合支所、支所、公民館の組織、機能及び施設の現況を整理、分析するとともに、施設整備の優先順位を含めた今後の方向性等について検討を行ないました。

現状分析の中で、総合支所では、地域の拠点施設として総合的なサービスを提供していますが、窓口業務についても、ほとんど対応が可能であり、支所及び公民館では、より地域に密着した業務を行っていることを改めて確認しました。

来年度には運用が開始されるマイナンバー制度により、諸証明書発行等の事務量に大きな影響があると見込まれ、総合支所及び支所の業務体制についても見直しが必要な場面も出てくるものと思われます。

しかし、人口減少が進む中で、地域のニーズを把握し、それを的確に反映したサービスを提供していくとともに、地域のコミュニティ活動を支援していくためにも出先機関の役割は重要性を増すものと考えられます。

施設については、支所・公民館について、建築後30年以上経過している施設や耐震性能が劣っている施設が多く、こうしたことから「安全性の確保」と「老朽度」の視点から、大まかな施設整備の優先順位をつけました。

今後、具体的施設の整備に際しては、地域住民にとって身近な地域づくりの中心となる施設であることから、計画段階からワークショップや協議会の設置など、市民参画を得ながら進めることが重要であると考えます。

今回、出先機関のサービス内容や施設整備の優先順位等の方向性の検討を通じて、課題を整理しましたが、今後は、その解決に向けて、各所管課はもちろんのこと、全庁一丸となって取り組む必要があり、それを推進するための仕組みの構築が望まれます。

## その他

### 1 プロジェクトの位置付け、目的

#### 【位置付】

行政改革推進部会の中のプロジェクトチームとして設立。プロジェクト会議で検討した結果について、報告書にまとめて行政改革推進部会から行政改革推進本部へ報告します。

#### 【目的】

(仮称) 周南市公共施設再配置計画を策定する中で、市民にとって大きな影響があり、また、市の組織としても大幅な見直しが必要となる「総合支所、支所、公民館等の出先機関」の再配置について、ソフト面では今後必要となる機能・役割の検討、ハード面では現況データから客観的事実による整備方針を検討し、ソフト・ハードの両面から今後のサービス内容や再配置の方向性の検討、真に優先的に整備すべき施設の優先順位付けを行うことを目的としています。

## 2 メンバー

出先機関再配置プロジェクトチームのメンバーは、次のとおりです。

委員構成	総合支所・支所 グループ	公民館・支所 グループ
企画総務部次長(人事課長)	○	○
財務部次長(財務課長)	○	
新南陽総合支所次長(地域政策課長)	○	
熊毛総合支所次長(地域政策課長)	○	
鹿野総合支所次長(地域政策課長)	○	
政策企画課長		○
中山間地域振興課長	○	○
コミュニティ推進課長	○	○
大津島支所長(会長)	○	○
櫛浜支所長(東部幹事)	○	○
中須支所長(北部幹事)	○	○
和田支所長(西部幹事)	○	○
生涯学習課長		○
中央公民館長		○
防災危機管理課長		○
高齢者支援課長	○	
行政改革推進室(事務局)	○	○

### 3 検討状況

- ◆第1回会議（平成24年12月6日）
  - ・再配置計画の概要説明
  - ・プロジェクト設置の趣旨
  - ・個別計画の策定について
- ◆第2回会議（平成25年2月12日）
  - ・支所、総合支所に関する調査の実施
- ◆第3回会議（平成25年11月21日）
  - ・出先機関再配置プロジェクトチームに関するこれまでの経過説明
  - ・基本方針案についての説明
  - ・今後、出先機関再配置プロジェクトチームにより協議する内容
- ◆第4回会議（平成25年11月27日）
  - ・出先機関再配置プロジェクトチームにより協議する内容（前回継続協議）  
→稼働率把握の実施について
- ◆第5回会議（平成26年5月21日）
  - ・出先機関再配置プロジェクトチームでのこれまでの検討経過等について
  - ・出先機関再配置プロジェクトチームでの検討事項の確認について
  - ・今後の検討の進め方について
- ◆第6回会議（平成26年12月25日）
  - ・出先機関再配置プロジェクトチーム報告書（素案）について
- 公民館・支所グループ会議
  - 第1回（平成26年6月26日）
    - ・支所・公民館機能の現況調査の報告
    - ・今後、各施設において「付加すべき、又は不要となるサービス」の検討
  - 第2回（平成26年7月16日）
    - ・支所・公民館の業務割合調査 共通項目作成について（人工数配賦表）
  - 第3回（平成26年11月7日）
    - ・公民館整備の優先順位付けの考え方と整備手法
    - ・今後の公民館の運営形態の方向性
- 総合支所・支所グループ会議（平成26年10月14日）
  - ・今後の総合支所の役割、総合支所に求められている機能について
  - ・総合支所と地域との関係についての検討